

(5) 支那事変の研究

0761

REEL No. A-0211

0415

アジア歴史資料センター

A 1.1.0.30
1968

研修参考資料

支那事変の研究

研
(68)
3

1968

外務省研修所

0800
#70800

REEL No. A-0211

0416

アジア歴史資料センター

支那事変の研究

三宅喜二郎

0793

REEL No. A-0211

0417

アジア歴史資料センター

序

昭和12年(1937年)7月に突発した蘆溝橋事件が拡大して、遂に日、中両国間の戦争にまで発展したいわゆる「支那事変」は、後年「大東亜戦争」へと導いた諸要因のうちの重要な一つであった——少くともその誘因乃至間接的原因の一つであった——ので、満州事変に劣らず極めて重大な出来事であった。

よって、予てから私は、どうして蘆溝橋事件が突発したのであるか、それはどういう性質の事件であったのか、また、この比較的小さな衝突事件がどうして「支那事変」という大規模の戦争へ拡大していったのかについて、研究し、究明してみたいと考えていた。

この論文は、私が「日本国際問題研究所」の機関雑誌「国際問題」に寄稿した「大東亜戦争への道」のうち、「支那事変」に関する部分(1967年11月号から1968年3月号までに分載)をまとめ、更にそれに増補を加えたものであり、前記の諸問題点を中心とした研究の一応の結果である。

なお、さきに「研修参考資料」として印刷した「満州事変の研究」と同様、ここに述べられている評論、判断、所感等も私見であり、外務省その他日本政府の意見を代表するものではないことをおことわりしておく。

昭和43年(1968年)3月

外務省研修所長

三宅喜二郎

0793

目 次

I. 「支那事変」の問題点	1
II. 「支那事変」の背景	3
(1) 華北工作	3
(2) 内蒙工作	17
(3) 日中国交調整交渉とその挫折	22
(4) 西安事変とその背景	34
(5) 西安事変後の日・中情勢	44
III. 「支那事変」の発端	52
IV. 「支那事変」所感	58

0797

0797



「支那事変」の研究

I. 「支那事変」の問題点

わが国を滅亡の淵に瀕せしめた「大東亜戦争」は、「支那事変」につながっている。私の見解では、「支那事変」があったから、必然的に大東亜戦争が起こったという直接的な因果関係はなく、また、「支那事変」が無限に拡大して取捨に困ったから必然的に、「大東亜戦争」を起こさねばならなかったという論理的必然性はなかったと考える。他方、もし仮りに「支那事変」がなかったとしても、欧州大戦があり、それに乗じて日本が南方へ武力的進出を行えば、やはり米英と衝突し、「大東亜戦争」は起こっていたであろうと思われる。しかし、かかる仮定的論理はともかくとして、現実には、支那事変中日本軍による米英などの在支権益侵害、事変の取捨に手を焼き、欧州情勢に便乗した日本の南方への武力的進出、中国における日本軍駐兵問題が日独伊三国同盟及びその死文化の問題、通商無差別原則の太平洋地域への適用問題とともに、日米交渉をいき詰ませたのであり、なかんずくわが陸軍の撤兵反対の主張が日米交渉の命取りとなったのであるから、事実的、結果的には、「支那事変」は「大東亜戦争」へと導いた重要な誘因の一つであり、その間に少なくとも間接的な関連があったと言わねばならない。

このように「支那事変」は、その後わが国がたどった運命にとってきわめて重大な事件であった。しかも、その直接の発端とは言えば、周知の通り、蘆溝橋事件という小さな発砲事件に起因する日支の出先小部隊の衝突であっ

たのである。そこで、私は、一体、蘆溝橋事件なるものはどういう事件であったのか、誰が起こしたのか、計画された事件であったのか、それとも偶発事件であったのか、どうしてこの小事件が大事変へと拡大していったのか、それらのことにはどういう背景や原因があったのか、満州事変とはどういう関係にあったのかなどの点について、とくに深い関心をもち、研究と思考を重ねたのである。

「支那事変」は、その発端たる蘆溝橋事件(1937年7月7日)から「大東亜戦争」の終結(1945年8月)まで8年余の長きにわたった大戦争であるので、その全経過をここに記述することは不可能であるし、また、それについては、終戦以来貴重な史料、回顧録や優れた研究も数多く公刊されている。よって、私は、それら各種の文献の記述と、事変の当時現地に在った中国通の外務省の先輩から聞いたことなどを総合・分析し、それに私の思考を加えつつ、主として前述のような問題点にしぼって、重点的に記述・評論するにとどめる。

<参考文献>

1. 堀内千城著『中国の嵐の中で』
2. 森島守人著『陰謀・暗殺・軍刀』
3. 重光 葵著『昭和の動乱』上巻、下巻
4. 石射猪太郎著『外交官の一生』
5. 日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』第3巻、第4巻
6. 栗原 健著『天皇』
7. 原田熊雄『西園寺公と政局』第4巻—第8巻
8. 今井武夫著『支那事変の回顧』
9. 今井武夫著『中国との戦い』
10. 林 正義編『秘められた昭和史』所載 園田次郎執筆の「蘆溝橋事件の謎」
11. 上村伸一著『破滅への道』
12. 『木戸幸一日記』上巻、下巻

13. 白井勝美著『日中戦争』
14. 広田弘毅伝記刊行会編『広田弘毅』
15. 外務省監修・日米通信社刊行『新生日本外交百年史』
16. 外務省編纂『日本外交年表並主要文書』1840年—1945年 上、下
17. 『極東国際軍事裁判判決速記録』
18. 「霞関会会報」昭和42年6、7、8、11月の各号所載、守島伍郎稿『満州事変の思い出』0000205
19. 蔣中正著『蔣委員長西安半月記』
20. 波多野乾一著『中国国民党通史』
21. 波多野乾一著『中国共産党史』第6巻、第7巻
22. 曹汝霖著『一生之回憶』
23. 中村菊男著『天皇制ファシズム論』
24. 有田八郎著『馬鹿八と人はいう』

II. 「支那事変」の背景

(1) 華北工作

満州事変は満州国の成立(1932年3月1日)、日満軍による熱河討伐(1933年2月下旬—3月中旬)、日本の国際連盟脱退通告(1933年3月27日)などをもって表面的にはいちおう一段落した。右熱河討伐の関東軍の一部は、敗軍を追って、4月初旬長城を越え、関内に入植したが、このときにはまだ華北にまで自から直接手をのぼすつもりはなく、また国民政府も事を荒立てたくなかったため、5月31日日支両軍の間に停戦協定が成立した。塘沽停戦協定と称せられるもので、これにより関東軍の部隊は

おおむね満州に撤退し、その代わり長城線に沿って河北省の東北部(冀東) 22県を非武装地帯たらしめ(すなわち、この地域から中国軍を撤退せしめ)、満州と華北との緩衝地帯としたのである。これより先、国民政府においても、「満州国」との摩擦を避けるため、華北を一種の緩衝地帯たらしめんとす配慮から欧米派の反対を押し切って、北平(北京)に行政院駐平政務整理委員会を設けて、親日家の黄郛をその委員長とし(その後、病弱のため、同じく親日家の王克敏が代理となった)、さらに、これを助けるため、北平に南京軍事委員会の分会を設けて、これまた知日派の何応欽軍政部長(陸相)をして分会主任を兼ねさせ、北平に常駐せしめた。それらの人々は日本軍との関係処理に善処したので、華北の状況はいちおう満足すべき状態であった。

**わが政府の方針対 元来、満州事変後、いずれの内閣も、内外各般の考
陸軍の考え方 慮から、事変を満州外に拡大させぬ方針をとり、厳**
に長城以北に限定していたのである。天皇も閔内への軍事行動をたびたび差
しとめられた。陸軍の中でも参謀本部の第一部長(作戦部長)石原莞爾少将
らは、作戦の面から、日本の国力は満州で手いっぱい、華北にまで手を拡
げる余裕はないとの意見であった。これがため、熱河作戦及び閔内作戦を抑
える奉勅命令が一再ならず発せられた。しかるに、閔東軍は中央のこの方針
をみることなく、いつの間にかその活動を華北、内蒙にまで拡張するに至
り、人的にも、その参謀や特務機関員をこれらの地域に入れて、策謀、工作
させたのである。齋藤、岡田両内閣時代に主として出先陸軍が政府の意向に
反して実行した華北および内蒙における工作なるものは、結局満州事変を
「支那事変」に拡張する連鎖となっていったのである。

すなわち、閔東軍は、満州国内の方の治安が不満足で、不安定なので、そ
れを華北からの排日的空気の流入とか擾乱工作によるものとなし、これに対
処するためには華北の「親日化」——特殊地域化が必要であると考えよう
になった。しかしながら、そもそも日本軍が満州を占領し、満州国なるもの
を作って、これを支配する以上、中国国民が日本を憎み、排日の風潮が全国

に漲るのはむしろ当然の現象である。満州の官民も中国民族主義的欲求を
もっており、日本がその保護国とした満州に「王道楽土」を建設しようと
くら笛を吹いても、満州の住民は踊らない。満州を迫られて、華北に蟠居し
ていた張学良軍などが「満州国」擾乱工作に努めたことも事実であろうし、
またそれは自然のことであろうが、それよりもまず第一にお膝下の満州の
一般住民が面従腹背、日本軍のやり方に心服、満足していなかったのであ
る。それを華北からの排日的空気の流入に帰するのは、根本的にはむしろ筋
違いであった。昭和9年(1934年)11月に開かれた昭和研究会において、大蔵
公望は、満州国政府の某中国人大臣の言として次のようなことを話していた
ということである。「満州国成立当時、我らは日満人相提携して立派な新国
家を建設する覚悟であったが、この現状では何をやる気にもなれない。国幣
統一のみがたった一つ日本の行なった改善ともいえようが、その他は何事も
張学良時代よりも悪くなった。こんな状態でもし日ソ戦争でも勃発すれば、
全満州人は日本に反抗してたつてであろう」(参考文献13、10ページ)。満州国
の官民さえ心服させ得ないのであるから華北の「親日化」は無理である。当時
でも識者は考えていたように、日本は満州だけで満足し、華北についてはせい
ぜい既述のような程度で満足すべきであった。しかるに閔東軍は、満州国周
辺を「親日化」すれば、満州国も安定すると考えて、性急に華北の「親日化」
——特殊地域化に乗り出すに至った。そうすると、『破滅への道』の著者・
上村伸一氏が正しく指摘しておられるように、華北「親日化」のためには、
またその周辺の「親日化」が必要だということになり、結局中国全部の
「親日化」を図らねばならないということになって、底無しの泥沼に足を突っ
こむようなものであった(参考文献11、55-56ページ)。

しかし、閔東軍も、天津軍(1901年の北清事変に関する最終議定書による
権利に基づき北京、天津に駐屯していた日本の「支那駐屯軍」の通称で、天
津に司令部があった)の一部のもの、国内の一部強硬論者も、そういう簡
単な論理さえ理解せず、満州国の国防、治安を強固にするためにというこ
とで、華北の「親日化」へと進んだ。参謀本部が賛同した他の理由は、日満を

通ずる国防国家建設のために華北の経済的資源を利用したいという付帯的趣旨に出たものであった。関東軍が満州事変を起こした際に、「戦争によって戦争を賄なう」という一つのアイディアがあり、軍費は本家たる日本にそうたいした負担をかけなくても、満州で相当程度現地調達できると軍は言っていたが、現実には、軍が満州を占領、支配してみても、生産される物資は大豆と高粱、それに品質の余りよくない鉄と石炭ぐらいいだけで、多額の軍費を日本から注ぎ込まねばならなかった。それが「満州事変費」であって、高橋是清蔵相はその増大を抑制するのに極力努めたが(2・26事件で同蔵相が暗殺されたのは、一つはそのためであった)、それでも「満州事変費」は雪連磨のごとくふえていった。そこで軍の中央でも華北に目を向けるに至ったのであろう。また、天津軍が華北工作に熱意を示したのには、関東軍と張り合い、対抗しようという縄張り意識もあったであろう。そのいずれも根底には、「醜を得て蜀を望む」という人間の弱点と、一部軍人の功名心とが働いていたものと思われる。

梅津・何応欽協定

そのきっかけとして利用されたのが1935年(昭和10年)5月2日から3日にかけて天津の日本租界で、かねてから日本軍機関の補助を受けていた親日的中国人新聞社長2名が「抗日分子」によって暗殺されたという事件である(この事件については、日本軍の手先のものも裏で関係していたという説もある)。この事件につき、天津のわが総領事館(総領事川越茂氏、領事永井洵一、岸偉一の両氏)は、さっそく河北省主席=于学忠(張学良派)に対して治安取り締まり方注意を喚起する穏便な措置をとった。ところが、天津軍の酒井隆参謀長は、この事件を捉え、梅津司令官が満州に出張して不在の間に北平に乗り込んで、5月29日何応欽將軍らに対し、本件その他華北の事態および中国側官憲の反日満行為は塘沽協定を破壊するものであり、天津還付に関する1902年の日清交換公文をじゅうりんするものであるとして、嚴重に抗議し、憲兵第三團、国民党部、藍衣社などの華北からの撤退、于学忠らの罷免などを強硬に要求した。そして何応欽が一項目を拒絶する度ごとに新たな要求項目を一つずつ追

加し、中央直系軍および于学忠配下の第51軍の華北からの撤退までも要求するという高圧的態度に出たということである。酒井参謀長は、梅津司令官から、その留守中に中国人に対し軽い意味の警告を発するという程度の承認を取りつけていたに過ぎなかったのに、5月25日独断でその事件処理方針を天津軍の決定として陸軍中央へ「報告」し、また、前記29日、要求提出後、天津総領事館にその要旨を「通報」するというやり方をしたのである。

衝撃を受けた国民政府は、駐日中国大使をして広田外相(岡田内閣、陸相は林銑十郎大将であったが、満州に出張中)に対し、酒井参謀長の要求事項は中国の内政問題に属するものであり、中国側は自発的に河北省政府を保定に移すなどのことをするから、解決条件の緩和を斡旋されたいと依頼させた。しかし広田外相は、参謀本部の主張もあることとて、「今次の問題は塘沽停戦協定に関連する軍事関係事項なので、外交交渉の範囲外である」として、国民政府の申し出を拒否した。一方、陸軍中央は、おおむね酒井参謀長の処理方針を追認するような内容の「北支交渉問題処理要綱」を策定し、外務省は若干の修正付で、海軍側は若干の条件付で同意したので、陸軍側は、6月6日に原案を、7日に修正を天津軍へ打電した。右修正は、天津軍の行なう排日団体嚴重取締り要求は、親日的新聞社長暗殺事件に関する在天津総領事の抗議に対する側面援助という形式にすることおよび全中国にわたる排日禁止に関する要求は、外務側が行なうことというもので、外務省ではこれを重要視していたが、軍側では軽視し、ことに現地軍ではこれをほとんど無視したふうであった。現地では中国側に圧力をかける意味で、関東軍は山海関、錦州などに部隊を集結し、天津軍も出動準備を整えた上で、6月9日酒井参謀長らが何応欽に対し強硬談判を行なった。

日本側のかかるやり方は、国民政府をして広田外交の実態について失望と疑惑をいだかせたが、国民政府は、隠忍自重を事としていた時期のこととて、やむを得ずついに6月10日何將軍をして日本側要求を全部容認する回答を行なわせた。これがいわゆる梅津・何応欽協定である。同時に、国民政府は「邦交敦睦令」を発して排日行為の禁止を命令した。

ちなみに、何応欽は6月13日突然北平から逃避して、津浦線で南下してしまった。それは、華北における中国側関係軍隊の下級幹部や国民党部および藍衣社関係者中に撤退になお不満をいだくものもあり、何將軍がこれら周囲の状況に身辺の不安を感じたのと、容認事項の回答を文書にせよというわが天津軍側の要求に対し、国民政府側に難色があるのを知って、自己の立場を失うのをおそれたためであるらしい。その後も日本側は、何応欽の口約した事項を覚書とするよう現地と南京とで、陸軍、外務の双方からたびたび督促した結果、「6月9日酒井参謀長から提出したすべての事項を承認し、自主的にこれを実行する」という通知書が、何將軍から北平駐在大使館付高橋坦陸軍武官補佐官を経由して、7月9日天津軍に提出された。それ故、梅津・何応欽協定といっても両者の署名のある文書による協定ではなく、その内容はすべて口頭の約束であり、ただその裏づけとして、たんに一札入れさせたに過ぎなかったのである。

それはともかく、これによって中国の中央直系軍、政府党たる国民党党部、排日機関、張学良派の于学忠とその軍隊は河北省から駆逐され、反日満の主要人物は同省の重要官職からいちおう一掃されたのである(参考文献3、上巻87-88ページ、115-119ページ、5、第3巻98-112ページ、9、48-49ページ、11、58-59ページ、13、16ページ、16、下巻293-294ページ)。

その後関東軍は同年6月27日いわゆる土肥原・秦徳純協定を中国側に押しつけて、宗哲元の第29軍をチャハル省の東部満州国に接する地域および同省北部からその南西部へ撤退せしめ、やがて同軍が河北省へ移駐していく第一歩となった。もともと、宗哲元とその軍隊は左傾軍閥馮玉祥の西北軍に属し、宋はチャハル省主席でもあり、そのひきいる第29軍は張家口を根拠としてチャハル省一帯に駐屯していたが、塘沽協定成立後、次第に反満抗日的態度に出で、1934年(昭和9年)の後半からたびたび日満側軍官憲との間に問題を起こしていたのである。そういう彼とその軍隊とをなぜ日本側が中国中央軍や于学忠軍を駐送したあとの河北省内に引き入れることにしたのであろうか。まず第一に、満州国の西

南部国境方面の安全を図るということのほか、宗哲元とその軍隊がチャハル省にがんばっていると、関東軍が企図していた内蒙工作の邪魔になるので、これをチャハル省から駆逐したかったという根本的ねらいが考えられる。第二に、日本陸軍は、宋の軍隊がチャハル省で反日満の事件をたびたび起こしたことは憤慨したが、于学忠などに比べれば、はるかにましであり、また彼が中国本部の中原に出たいとの野心をもっていることを見抜いて、懐柔し得る見込みありと考え、反蔣親日満の旗手として、華北工作に利用しようとする将来に期待をかけたものと思われる。

当初関東軍は、6月5日に起こった第2張北事件(関東軍の特務機関員4名がチャハル省の張北で宋哲元軍の兵士により連行、監禁、訊問、脅迫されたという事件)や、6月11日および12日に起こった第2熱西事件(熱河省西部国境付近で満州国の官憲が宗哲元軍の部隊により射撃されたという事件)を契機として、宋哲元軍の黄河以南への撤退などを要求しようとしたが、陸軍中央は、宋哲元軍のチャハルからの撤退は希望するも、黄河以南へではなく、黄河以北の平漢線沿線、すなわち河北省内へ移駐せしめるのを得策とする旨指示した。陸軍中央の態度がこのように慎重であった理由は、その頃一方で、天津軍が于学忠軍などの河北省外撤退を高圧的に何応欽に要求して、その目的達成が眼前に控えているとき、チャハルで宋哲元軍に對した同様苛酷な要求をすることは、中国側や第三国側に過度の刺激を与えるし、平津地方に混乱を来たす恐れがあるとの考慮に出たものである。或いはそのほか、陸軍中央でも既述の第二の深謀遠慮をもつものがあつたためかも知れない。そこで現地軍においても考え直し、次第に穏便な中央の方針に歩み寄りを示すようになった。

他方、国民政府側でも、関東軍から先般の要求(梅津・何応欽協定)に加えて、またまた強硬な要求を突きつけられる前に、先手を打って迅速に解決する必要ありと考え、6月18日、宗哲元のチャハル省主席および第29軍長の職からの罷免、民政庁長秦徳純の省主席代理への任命、軍隊の移駐などを決定し、全部自発的に実行する旨を日本側陸軍および外務出先に通報すると

もに、19日発令した。

関東軍特務機関長土肥原少将は、6月23日秦徳純に対し更めて、(1)宋哲元軍をチャハル省の東部および北部からその南西部へ移駐せしめること、(2)排日的機関を解散せしめること、(3)責任者を処罰すること、(4)日満の対蒙工作を承認し、特務機関の活動を援助すること、(5)日満の経済発展および交通開発工作に協力すること、(6)軍事および政治顧問として日本人を招聘すること、(7)日本の軍事諸施設の設置を援助することなどを要求した。秦徳純はとりあえず口頭で全要求事項を容認し、その後国民政府の承認を得たうえ、6月27日文書をもって在北平・高橋陸軍武官補佐官に同意を正式に回答した。これがいわゆる土肥原・秦徳純協定である(世上の関係書物のうちには、直接、この協定によって宋哲元軍をチャハルから河北省に駆逐したように書いてあるものもあるが、そうではなくて、正確には前記の通りチャハル省の東北部から南西部への撤退を定めたものであり、その後、同軍を河北省に移駐せしめる第一歩となったのである)。

その後9月21日宋哲元は平津衛戍司令に任命され、それに伴って指揮系統上の便宜を理由として、第29軍と北平軍事委員会分会とが協議の結果、宋哲元、万福麟、商震の各部隊の平津地方への移駐が決定され、宋哲元の司令部などが北平に招致されることになった。それらはもちろん日本軍の諒解ないし示唆の下に行なわれたものと考えられ、その結果、日本軍の勢力は着々と河北、チャハル両省に延び、蒋介石政府による中国統一を阻止して、華北、内蒙5省の分治合作に導こうとするわが陸軍の意図の一端がここに実現されたのである。梅津中将に代わって支那駐屯軍司令官に就任した多田駿中将の9月24日の談話によって明らかになった現地軍の華北政策の目的は、華北から抗日分子の掃蕩、華北経済圏の独立、華北、内蒙5省の軍事的協力による防共の3点であった。要するに、華北、内蒙5省の特殊地域化であり、高度の自治化、独立化であり、実質的には準満州国化であったのである(参考文献5、第3巻112-120ページ、9、49-51ページ、13、17ページ、16、上巻294-295ページ)。

中国の幣制改革とその衝撃

ところが、昭和10年(1935年)11月4日国民政府が漸行した画期的な幣制改革は日本側、とくに現地軍に大なる衝撃を与えた。それは、銀の国有化、銀本位からの離脱、管理通貨たる法幣(元)による全国幣制の統一を内容とするものであり、その目的は、破局に瀕しつつあった中国の貿易、金融、財政、経済を根本的に再建せんとするにあった。それが成功すれば、国民政府の華北に対する統制力も回復し、その全国統一の実質的裏付けとなるので、日本側の華北工作は大きな打撃を受けることになる。しかも、この改革は、英国が特派したリース・ロス(英大蔵省顧問)の有力な助言により企画立案され、英国の積極的な支援を得て実施された。英国は中国自体の金融、経済を救う途はこれ以外にないと考え、かつ、日本に対抗して対中国貿易にその昔日の繁栄を再現しようとの慮りもあったのであろう。現地軍は、この幣制改革は「全中国を英国の金融的支配下におく」ことになるべく、「日英の対支経済的宗主権争奪の大頂点」であるとともに、華北の半独立性を完全に放棄させ、「日本の対北支政策を根底より覆滅」するものであるとして、強く抵抗した。華北における中国側地方実力者のうちにも、自己の利害関係から、「銀の国有化は軍心を乱すものである」として、銀の中央への集中に反対するものもあり、天津軍を中心に各地駐在官が協力して、彼らに幣制改革の実施を妨害せしめたが、さらに進んで彼らをして「南京政府と経済的に断交せしめる」には、一段強力な支援を彼らに与える要ありとして、関東軍は11月中旬から兵力を山海関付近に集結せしめた。わが外務出先機関および出先銀行家の間では、幣制改革に対する態度につき賛否両論があったが、外務省では、最初リース・ロスから協力方につき打診のあったときから、これに反対する冷淡な態度をとっていた。いずれにしても、幣制改革は着々成功を収めてゆき、わが現地軍はやっきとなって、徹底した妨害手段、すなわち華北分離工作をこの際一挙に断行すべきであると中央に建言した。中央の軍も外務省も、出先軍よりは慎重であったが、もはや事態は放置できないというわけで、このたびも出先軍に追従して、11月18日陸・海・外の協議により、華北の自治を許

すよう国民政府に勧告することを申し合わせるに至った(参考文献1、97-98ページ、5、第3巻137-153ページ、13、18ページ)。

冀東防共自治委員会と冀察政務委員会の成立

外務省は現地軍の華北自治工作のやり方に対して批判的であり、軍中央も決行の時期及び自治の内容につき漸進的を可とする意見で、そういう留保はつけたが、11月18日(昭和10年)の陸・海・外三省の協議で、「北支=或ル種ノ自治ヲ許ス」ことを蔣介石に勧告することを申し合わせ、有吉大使は広田外相の訓令に従って20日蔣軍事委員長に申し入れたのである。これに対し蔣委員長は、最初は、行政の統一をはばむような華北自治はとうてい認めることができないと、強硬な態度を示し、後には、華北の特殊事態は自分もよく認識しており、近く国民政府軍事委員会の北平分會を廃止し、また、日本側と折衝できる大官(何応欽)を北平に派遣して、事態の調整をはかるつもりであると答えたが、他方、内部的には、軍隊を動かして宋哲元、韓復榘等の華北将領を或いは威圧し、或いは懐柔し、離反防止のための切り崩し工作を必死に行なった。その結果、それら将領も二の足をふむようになり、日本軍出先の企図する華北自治運動は頓挫するかに見えた。

しかし出先軍は、窮余の策として、とりあえず「戦区」(塘沽協定による停戦・非武装地域)の自治を行なわせることを決意した。その意を受けて、戦区督察専員=殷汝耕は宋哲元らの了解のもとに、11月25日北平の東方わずか3里の通州において、「戦区」を主とする25県の自治宣言を発表すると同時に、冀東防共自治委員会を設立し、自らその委員長となった。

冀東防共自治委員会の発足は甚だしく国民政府を刺激し、行政院で、北平軍事分會の廃止、何応欽の行政院駐平弁事処長官任命、宋哲元の冀察(河北省とチャハル省)綏靖主任任命、殷汝耕の逮捕を決議する一方、日本側に対し、何応欽の任命、北上について了解を求めるとともに、国民政府決定の対華北自治弁法なるものの案を内示した。それは、まず河北省に實質上自治と異なるような施政を実現し、結局、大体西南における政治分會様のものを設けるようにすること、華北における赤化防衛は日本と共同で行なうこと、

新幣制は華北に不適当な点もあるので、適宜修正すること、関内外の経済関係を円満ならしめること、国民党のみに偏せず、華北における人材を登用して、理想的政治を行なうことなどを謳ったものであったが、国民政府はそれらのことを華北の実権者を通じてではなく、何応欽に行なわせるつもりであった。有吉大使は、おむねこれでよく、わが方としては、その実行ぶりを監視するとともに、わが軍による華北自治工作はしばらく停止すること然るべしとの意見であったが、日本の中央では、中国側は塘沽協定後に設けた駐平政務整理委員会のようなものを作ろうとしているようだが、それでは華北の現状にせず、かえって事態を紛糾せしめるから、華北の実権者にある程度委せるよう国民政府を誘導する必要があるとし、12月3日の陸・海・外三省協議で、華北においては引きつづき過早ならざるテンポにて宋哲元らの自治運動を指導すること、わが方出先は何応欽とはいっさい接触せざることを打ち合わせた。

東京においてさえそういう空気であり、ことに出先陸軍においては、冀東防共自治委員会成立の後、土肥原少将を中心として、宋哲元らに対する自治工作を一段と強化するとともに、軍隊の移動、集結を行なって、中国側に圧力をかけた。その間11月下旬から12月中旬にかけて、北平及び天津において大学その他の教員及び学生が「華北の防共自治反対」「日本帝国主義打倒」の強烈な運動を行ない、警官と衝突して流血の惨事を各地に引き起こし、他方北平及び塘沽において日本軍の息のかかった団体その他民衆による「自治促進」のデモも行なわれて、華北の物情騒然としてきた。この情勢を見て何応欽は、ついに12月7日、中央政府の体面を保ち得る範囲内で華北の環境に適合する政治組織を作るよりほかはないとの意見を南京に具申するに至った。国民政府も、事態がこうなるとは、むしろ日本側に先んじて、駐平政務整理委員会類似のものを作る方が得策だと判断したらしく、同月18日宋哲元を長とする冀察政務委員会を設置して河北、チャハルの2省及び北平、天津の2市におけるいっさいの政務を処理する機関たらしめ、かつ宋をして河北省主席をも兼ねさせたのである。

ところで、冀東政権の方は、その実体が日本軍の傀儡に過ぎなかったのに
対し、この冀察政権の性格は日中双方の主張を折衷したようなものであ
った。すなわち、それは国民政府の一機関である一方、中国側は、この地方政権
の首班として、日本側の意中の人物であり現地の実力者たる宋哲元をすえ、
日本側からの風当りに備えようとしたのである。そのためこの政権が日中両
勢力の接する摩擦点となった。アリケイトな立場に立たされた宋自身は、
華北におけるその地位と地盤を保持せんがため、日中の間を適度に泳ぎまわ
り、また、その配下の軍隊には、国民党の工作員も入り込んで、抗日意識に
燃える軍人も少なくなかった。それらの点にその後の問題が残りの支那事
の発端たる蘆溝橋事件は、宋哲元の軍隊と日本軍との間に起こったのであ
る。また冀東、冀察両政権相互の関係も複雑であった。冀東政権治下の25県
は同時に冀察政権の管轄地域内にあり、しかも前記の通り両政権の性格が違
っていたので、両者の関係が円滑にいくはずがなかった。それでも冀東側
は、当初、華北5省にわたる防共委員会設立へという構想から出発した経緯
もあり、冀察政権成立後はこれに合流するつもりであったが、冀察側があまり
にも国民政府との連けの度を強くしたので、合流をやめて、12月25日冀
東防共自治政府と称する独立政権に改組した(参考文献5、第3巻152—166
ページ、9、51—53ページ、13、19—20ページ)。

日本の経済的進出
これより先、満州国と華北の間には、鉄道輸送、
郵便、電信及び電話連絡、航空、通関(長城線に沿
う中・満両国各自の設関と双方税関の事務連絡)など、満州国成立に伴って
処理すべき経済的、実務的懸案がいろいろあったが、関東軍の圧力により、
「通関問題」以外は、中国側に大体わが方の要求を呑ませて解決した(「通関
問題」は1934年7月、「通郵問題」は同年11月—12月、「通電問題」は1935年
2月—10月、「通関問題」は1934年12月に解決)。「通関問題」は軍事的性格
も帯びていたため、中国側は容易に譲歩せず、妥結しなかったが、関東軍
は、1935年4月頃から或いは一方的に華北のみならず青島、徐州辺りへまで
も飛行機乗り入れを強行し、或いは地方政権に迫って緩遠、包頭などへの飛

行実施を承認せしめた。国民政府は大いに憤慨し、これを「日本の華北自由
飛行」だとして、しばしば厳重抗議してきたが、日本側はいっさい黙殺する
態度をとり、そして、これが1935年—1936年外務側の行なった日中国交調整
交渉に対する障害の一つとなったのである。

日本軍の華北に対する軍事的、政治的、経済的工作に伴い、満鉄などの勢
力が華北に進出してきて、昭和10年(1935年)12月には華北開発のため満鉄系
の興中公司なるものが設立された。華北における日本人及び朝鮮人の数もふ
くれ上がり、彼らの経済的、商業的活動が目立ってきた。それらのうちには
は、華北の産業開発に役立つものもあったが、日本人の業者と軍の主務者と
の結託により中国人を搾取するだけのものや、甚だしきは朝鮮人による麻薬
稼業などもあって、中国側の悪感情を招き、排日宣伝の好材料となったので
ある(参考文献5、第3巻55—66ページ、1、105—113ページ)。

なお、中国においては以前から各地で密貿易が相当行なわれ、ことに国民
政府が1929年自主関税設定以来相次いで行なった輸入税の大幅引き上げは密
貿易の横行に拍車をかけたのであるが、それに目をつけた関東軍出先の裏面
指導と庇護、奨励及び冀東防共自治政府の半公認の下に、冀東地域において
はとくに1936年(昭和11年)2月頃から、国民政府の目から見れば一種の密
貿易たる「冀東特殊貿易」なるものが大々的に行なわれるようになった。そ
れは大連を主とする関東州及び満州国方面からするもので、その大部分は日
本品であった。関東軍関係者のねらいとするところは、まず第一に、冀東政権
財政の援助であり、副次的には、国民政府の排日的高関税に対する対抗措置
ということであった。すなわち、正規の輸入税の代わりにその約4分の1に
相当する「査驗料」を冀東政権に徴収させて、その財政収入たらしめ、これ
を産業的、社会的開発の財源として、「模範的楽土」の建設に導く一方、日
和見の態度の宋哲元に圧力を加えるため、冀察側を財政的に苦しめ、やがて
冀察政権がやむなく冀東政権に合流するように仕向けたいという意向であっ
た。事実、冀東政権の財政はこれによって著しくうおい(関東軍出先参謀の
内蒙工作資金などの財源ともなったと言われている)、冀察側の羨望の的とな

り、やがて後者も裏面で同様の措置を実行するようになったのである。かくて冀東から密輸された日本商品は華北のみならず、揚子江流域各地にまで氾濫するに至り、国民政府は関税収入の3分の1を失ったと言われ、それは堪え難いことであったので、わが国に対してしばしば抗議すると共に、自ら密貿易取り締りを強化する措置をとった。英米などの列国もその対支貿易に打撃を受けるのみならず、中国の関税収入の減少は、それを担保とする対支借款にも影響があるので、重大関心を示し、密輸取り締りを日本政府に要請した。のみならず、わが国自身の正規の対支輸出も冀東特殊貿易によって荒されるという破目に陥ったのである。外務側は、本来わが国も承認している中国の行政的保全尊重及び関税均一の原則に反する特殊貿易には反対であり、天津軍も、華北5省分治工作が失敗となったからには、冀察政権を育成、強化して、これに冀東政権を合流せしめるようにもっていくほかはなく、正規の関税収入確保ということも結局前者のためになる必要なことであるとの見地から、冀東の特殊貿易には必ずしも賛成でなかった。あれこれの理由で、日本の中央は、同年7月上旬特殊貿易を抑える方向の指示を出先機関に与えた。かくて、わが関東軍出先の浅慮かつ不明朗なやり方の上塗り、中国をはじめ列強の非難と反感を買ったこの特殊貿易なるものも、6月以降は漸次減退していったのである(参考文献5、第3巻168—183ページ)。

わが駐屯軍の増強 昭和11年(1936年)5月、わが支那駐屯軍(通称天津軍)は、それまでの兵力2,100名であったのが約5,000名へと増強された。それらの部隊は、主力を天津におき、北平には歩兵2個大隊、天津・山海関間には歩兵1個大隊を駐屯せしめ、そして新たに豊台に1個大隊をおくことになった(翌年7月の蘆溝橋事件は、この豊台駐屯大隊に属する日本軍と宋哲元配下の部隊との間に起こったのである)。増兵の理由としてわが陸軍当局が公けに説明にしたのは、(1)抗日を唱える中共軍の北支への脅威及び平津地方における共産党と抗日団体の策動に基づく不安、(2)近年激増する華北在留邦人保護の必要ということであった。事実、この年の2月2万余の中共軍が突如山西省内へ進攻してきたということもあ

たし、また当時華北における駐屯兵力の在留民数(わが居留民は13,800名)に対する比率は、他の列強に比べてわが国が最低であった。なお、公表されなかった目的として、冀察に対する圧力の加重ということのほか、天津軍の兵力を増強するとともにその司令官を関東軍司令官なみに親補職とすることにより、今後華北の事態はいっさい天津軍に一任し、関東軍には口を出させないようにしたいとの重要なねらいがあったと見られている。

ところで、わが方が天津軍の増強を中国側に了解を求めることなく、北清事変最終議定書に基づく権利及び慣例による一方的処置として実行したのに対し、国民政府は、現在日本側増兵の必要が皆無であることと、日本側の処置は慣例に反するのみならず、広田前外相の不脅威、不侵略政策にも合致しないことを指摘して、抗議してきたが、わが方は前記の主張をもって反論した。この兵力増強は、冀東特殊貿易などで盛り上がっていた中国側の抗日意識をますます刺激し、天津をはじめとして北平、南京、上海、広東、南寧などの各地で、5月末から約1カ月にわたり、幾度も日本軍増兵反対を叫ぶ中国学生運動が激しく展開されたのであった(参考文献5、第3巻183—188ページ、9、53—54ページ)。

(2) 内蒙工作

「支那事変」勃発の背景ないし誘因の一つとして、わが関東軍の内蒙工作およびその失敗も見落すことはできない。関東軍が内蒙工作を始めたのは1933年(昭和8年)8月頃からであり、それがみじめな失敗を見たのは1936年(昭和11年)11—12月の綏遠事件であった。

内蒙工作の目的とそのリアクション そもそも西部内モン古は、外蒙、満州国、華北の中間に位する長城以北の地域で、チャハル、綏遠、寧夏の諸省を含み、西ははるか新疆方面にも連なる広大な地域である。北平から包頭(綏遠省)に至る鉄道の大部分がこの地域を貫通している。その住民は、ジンギスカン時代に欧亜を荒らし

た蒙古人の子孫で、その後は永らく漢民族に支配されていたのであるが、1921年の外蒙独立、さらに1932年の満州国成立に刺激され、その指導者たちは、再び「蒙古人の蒙古」を建設しようとの意欲を燃やすに至った。内蒙で蒙古族の間にもっとも勢力をもつようになったのが徳王である。この内蒙が地政学上および軍事上の見地から極めて重要な地域であることは明らかで、中国と満州国との利害の衝突点でもあり、日、中、ソの利害の交叉点でもあった。わが関東軍は、満州国の防衛および中国大陸の赤化防止の見地から、この地域においても、日滿に対して敵意を有する勢力を排除して、好意をもつ政権を樹立し、これを統御、利用して、そこに自らの勢力を扶植しようとした。これに対し、中国統一を志す国民政府が強く抵抗したのはもちろん、中国共産党も、内蒙、外蒙を通ずるソ連との連絡上および中国大陸におけるその地盤培養の見地から、内蒙を重要視し、かつ、華北や内蒙における日本軍の行動を非難して、全国的抗日救国戦線育成のための宣伝および政治工作の材料として、大々的にこれを逆用していったのである。

さて、関東軍はまず、李守信軍（李守信は、南満州トムト蒙古出身の平民で、張作霖配下の東北軍に属していたが、その後関東軍側に寝返った）をその後謀略部隊として育成、利用することを考え、1933年末これに援助を与えて、熱河省からその西北境に近いチャハル省内の多倫に進出せしめ、李はこれを中心とする察東特別自治区を作って、その行政長官兼軍長になった。一方、徳王（内蒙の北部シリゴール盟・スースト旗の旗長の家の出身）は、当初必ずしも内蒙の独立を考えていたわけではないが、高度の自治制を実現しようと望み、チャハル省主席として権力拡張をはかる宋哲元や綏遠省主席傅作義（もともと山西軍に属していたが、その後張学良の部下となり、その軍隊は国民政府軍の一部となった）と鋭く対立した。こうして内蒙の自治運動は次第に高揚され、1933年10月、ウランチャップ盟長＝雲王を委員長とし、徳王を政務庁長（首相）とする内蒙自治政府なるものも誕生することになった。中国の統一を志していた国民政府はもちろんこれを好まず、自ら決定した「内蒙自治8原則」に基づいて、

蒙古地方自治政務委員会（略称「蒙政会」）を1934年（昭和9年）3月綏遠省の百靈廟に設置し、何応欽をその指導長官、趙戴文を副長官、雲王を委員長、徳王その他内蒙の王公らを副委員長や委員に任命して、徳王らを懐柔しようとした。それとともに内蒙自治政府は解消したが、徳王は国民政府のやり方にだんだん満足しなくなった。

そこで、関東軍と徳王との接近が始まるのである。
関東軍の徳王支援 1935年（昭和10年）5月ウジュムテンで、関東軍の

板垣参謀副長、田中隆吉参謀らが徳王と会見し、正式に関東軍の徳王支援の意図を伝達した。その後、関東軍が宋哲元軍の活動に制約を加え、さらに同年6月末の土肥原・秦徳純協定の後、宋軍をチャハル省から平津地方に移駐させたことなども徳王支援の一面をもつ工作であった。かくて徳王も次第に関東軍を背景として自立を策し、国民政府に対する離反の傾向を強めていった。さらに関東軍は華北工作と並んで内蒙工作を一段と進展させるため、同年12月李守信軍を支援して、チャハル省の東南部へ進出せしめ、同省の殺倉たる口北六県を占領させた。それは徳王らの後楯とするねらいももっていた。1936年（昭和11年）4月、関東軍の指導の下に、徳王は、前記「蒙政会」とは別に内蒙軍政府をチャハル省の徳化に組織して、自ら主席となり、李守信を副主席に就任させ、6月には満州国との間に相互援助条約を結び、親日満政策を明らかにした。関東軍は、この政府を育成、強化して、中国本土や外蒙に対する満州国の防壁たらしめ、さらに外蒙や新疆省に対する工作の基地として利用せんとする遠大な計画を立てた。その主たる推進力となったのは、関東軍情報課長＝武藤章大佐と田中隆吉中佐らであった。

他方、国民政府は、1936年1月それに直属する綏境内蒙政会を綏遠に新設し、これを根拠として、関東軍の内蒙工作を阻止しようとした。かくて、関東軍に傾斜しつつあった従来の百靈廟の「蒙政会」は自然消滅の形となり、関東軍依存の内蒙軍政府と国民政府依存の綏境内蒙政会とが鋭く対立する形勢となった。それやこれやで、徳王と傅作義との間も犬猿の仲となり、徳王はいつか傅に一撃を加えたいとい

う感情をもつようになった。また、平地泉を中心とする綏遠省の東部は豊富な雑穀の産地で、徳王やこれを支持する田中参謀らは、早急にこの地域を獲得することが内蒙政府軍の困難な財政を支えるためにも必要と考えた。ところが、同地域は、平綏鉄道を分断し、綏遠平地および山西省の大同平地を抑えることのできる軍事的要地でもあったから、国民政府としても容易に手離すものではなく、この内蒙工作は前途多難が予想されたのであった。

田中特務機関長と綏遠事件

田中参謀は、同年7月徳化(チャハル省)で関東軍首脳部と現地特務機関との間に綏遠工作が協議されてから後、内蒙特務機関長兼任を命ぜられ、この謀略工作に中心的役割を演ずることになった。彼は、徳王配下の蒙古軍のほか中国の失脚軍閥や民間浪人や匪賊程度のもらから募兵して、王英軍、全甲山軍、張復堂軍など寄せ集めの謀略部隊を編成し、これを自分の軍隊の如く使った。関東軍は蒙古軍の謀略部隊にどんどん武器、弾薬を与え、また莫大な工作資金を使ったが、それは関東軍の機密費や板垣参謀長および田中参謀の調達によるものであり、総額600万円にも上ったといわれている。9月末頃、田中起案の「綏遠工作実施要領」(発動の時期は11月早々とする)は関東軍の南次部司令官および幕僚の承認を得たが、その後田中中佐の活動は次第に専断、独走が多くなり、関東軍正規の謀略からほとんど田中一個のものに変わっていった。その部下の間にさえ危ぶむ者があり、いわんや東京の中央部ではまったく知らなかった。11月に入ってから、北平を経て新京にやってきた参謀本部作戦課長の石原大佐が綏遠工作の無謀なることを関東軍の板垣参謀長以下に説いたが、武藤大佐らは石原に対し、「われわれは、貴官が満州事変の時に教えてくれたお手本を見習っているだけです」とやり返す一幕もあり、激論を戦かせて譲らなかったということである。

いよいよ11月14日、王英軍を先頭とする内蒙軍は、「内蒙独立」あるいは「国民党否認、蒋介石打倒」を叫んで、北から綏遠省に侵入して、攻撃を開始した。一方、国民政府軍は、陳誠將軍が総指揮官となり、傅作義が第一線を指揮して、内蒙軍を迎え撃った。さらに山西省大同には湯恩伯軍、西方

アランには関麟徴軍も到着した。蒋介石軍事委員長も自ら山西省太原に飛んで、演説し、国民党宣伝部も日本非難の宣言を発表した。寄せ集めの内蒙軍とそれら中国軍とを比較すれば、勝敗はおのずから明らかであった。王英軍は紅格図(ホンゴルト)で中国軍に奇襲されて壊走敗退し、この間、全甲山部隊は一発の発砲もせず、傅作義に突入された百靈廟の蒙古軍第7師も何の抵抗もしないで逃走するというような有様で、最悪の事態となった。日本の中央ではとりあえず21日に、広田内閣の有田外相が今回の事件は日本政府のまったく関与する所ではないと発表したものの、実態については、何が何やらまったく見当がつかなかった。それもそのはず、外務省や海軍側がこの工作については何も知らなかったのはもちろん、関東軍さえ敗戦を知らず、むしろ王英軍の勝利を信じていたくらいで、関東軍は、「今回蒙古軍決起の目的は日滿両国の国策と一致するから、その成功を欲するものである」という声明まで発表し、日本内部の不統一を中外に暴露した。相次ぐ敗戦にあわてた田中特務機関長は、12月2日全甲山部隊をして百靈廟奪還作戦を行なわせたが、中国軍の反撃は強烈で、北方の省境近いシャラムリンへの退却を余儀なくされ、飛行機で指揮していた田中中佐自身も命からがら逃げ出さねばならなかった。あまつさえ同部隊は9日頃寝返りをうつに至り、これを指導していた予備役の日本人軍人が殺害されるというさんざんな結果に終わった。そして、徳王もついに12月15日軍事行動の中止と国民政府擁護を決定し、これを中央に通電した。

綏遠武力工作が関東軍、とくに田中機関長の画策によるものであったことは既述の通りであるが、実戦参加の日本現役軍人は僅か4名に過ぎなかった。また、関東軍の支配する満州航空会社の飛行大隊13機、満州電電会社の無線施設および満鉄自動車班の自動車150輛などが徴用されたことは事実であるが、地上部隊は真実蒙古兵であったということである。しかし中国側では、敗北した蒙古軍は蒙古軍の印しをつけた関東軍であると宣伝し、1933年の「万里ノ長城」付近の戦闘以来敗戦感に打ちひしがれていた中国の軍、官、民は、この「日本軍に対する勝利」の歓喜に熱狂し、日本軍を軽侮するよう

になった。

こうして綏遠事件は、いたずらに、中国および第三国の日本に対する不信の念を深めさせると共に、中国側を高姿勢に追いやることに作用しただけであった。さなきだに日本軍の華北工作のため難航していた日中国交調整に関する川越大使・張群外交部長会議も、綏遠事件を契機として挫折するに至ったのである（参考文献5、第3巻225—236ページ、3、上巻87—88ページ、116—117ページ、119—120ページ、9、56—59ページ）。

(3) 日中国交調整交渉とその挫折

満州国の成立（1932年3月）、わが国の同盟承認
（同年9月）と国際連盟脱退通告（1933年3月）

以後における日本政府当分の対外政策全般の基本は、満州国の健全な発展を図ると共に、満州事変によって悪化したわが対外関係の改善、国際的孤立状態の緩和に努め、いわゆる「1935年・36年の危機」に対処しようというにあった。陸軍部内では相変わらず日ソ戦争不可避を説くものが少なくなかったり、熱河討伐の関東軍部隊が中国境内に侵入したり、海軍部内ではワシントン軍縮条約廃棄、自主的建艦を唱えたり、政府の予算編成にも大なる困難があったが、齋藤内閣（外相広田弘毅、陸相荒木貞夫中将、海相大角岑生大将、蔵相高橋是清）は、昭和8年（1933年）10月、五相会議で討議の上ともかく次のような点については大体意見の一致を見、21日の閣議でこれを申し合わせた。

1. 日本と不可分の関係にある満州国の健全な発展を助長すること。
2. 国防は、安全感を脅やかされざる範囲内において、財政の状況をも顧慮して、その充実を計ること。
3. 外交は、国際協調の趣旨に基づき、とくに中国、米、ソ連に対し親善関係を増進すべき諸方策を講ずること。
4. 現下の国際関係、国内状況に鑑み、諸政の改革を計ると共に、国民精

神の作興を期すること。

（参考文献14、109—115ページ、16、下巻275—277ページ）

それより以前においても、齋藤内閣は、昭和7年（1932年）8月27日（外相は内田康哉伯のとき）の閣議決定「国際関係ヨリ見タル時局処理方針案」により、中国本部に対する政策は対滿蒙政策から切り離し、わが貿易および企業活動の場たるその性能を発揮させることに主眼を置くこと、列国と協力して、中国本部、ことに経済上列国が重要利害関係を有する華北その他の地域の平静を維持しつつ、その門戸を開放させること、わが対中国本部政策と対滿蒙政策とに本質的区別あることを事実をもって中国その他関係諸国に示し、無用の危惧の念を抱かせないように努めることをきめ、また、対ソ政策については、北滿方面の形勢に鑑み、万一の場合に対する軍事、外交その他の準備に努めると共に、わが方から進んでソ連を刺激する措置に出ないよう留意することなどをきめていたが（参考文献16、下巻206—210ページ）、とくに、広田弘毅氏が各方面の輿望を荷なって外相に就任（昭和8年9月）するや、ひじょうな熱意をもって、对中国、対ソ、対米関係を改善しようと努めた。広田外相は、高橋蔵相と結び、荒木陸相らを抑えて、ともかく前記のような五相会議申し合せにこぎつけ、「万邦協和」を唱え、「自分の在任中に戦争は断じてない」と言明し、对中国方針についても、相当大胆明確に日中親善を説いた。当時外務省の主管課長たる亜細亜局第一課長であった守島伍郎氏の回想によれば、「日本は、南京政府に対し努めて好意的態度を執り、北支等においてツマラス軍事行動に出ない。他方支那側も、張学良残軍が満州国に対して執ったような挑発的軍事行動をやめ、国民一般に広がって居る排日運動を鎮め、日本との親善を計る。満州国に関しては、支那側は暫くこれを不問に付する。かようにして日支両国相互に融和親善を計って行けば、年月を経るに従って、満州問題に関しても、何等かの形で日支間の妥結の道が開けて来る」(筆者註—中国による満州国承認)というのが広田外相のヴィジョンであったのである（『霞閣会報』昭和42年6月号所載、守島伍郎稿「満州事変の思い出」00）。

もっとも、広田外相の中国および関係列国に対する政策は融和一辺倒ではなく、いろいろのリザーヴェーションがついていた。例えば、昭和8年10月前記五相会議後の閣議報告においても、「帝国の指導の下に日満支三国の提携共助を実現する」こと、「彼をして反日政策を放棄し、排日運動を根絶せしむるため、常に厳粛なる態度をもってこれに臨む」こと、「支那側にして現実に誠意を示すにおいては、わが方またこれに相応する好意的態度を執るを可とする」ことを説き、また、昭和9年1月帝国議会における外交方針演説において、「帝国は東亜における平和維持の唯一の基礎としてその全責任を荷うものであり……」、「……米側においても複雑にして特異なる東亜の事態を十分に認識し、わが国が東亜平和の安定勢力たるゆえんを諒解するにおいては、日米間の感情の緊張は自ら緩和せらるべし……」と述べた（このアイディアがその後国際連盟や列国の対支借款あるいは武器援助などの動きに反対してなされた同年4月の「天羽声明」にまで発展したのである）。そこには、陸軍側の強硬論や、中国問題について独自の見識をもつ重光外務次官の意見も投影していたものと思われる。（参考文献16、上巻275—276ページ、14、121—122ページ、3、上巻90—92ページ、重光葵著『外交回想録』178—181ページ、『霞関会会報』昭和42年7月号および8月号所載、守島伍郎稿「満州事変の思い出」(1)および(2)）

中国政府の対日態度改善 満州事変が起こってから日本の国際連盟脱退通告までは、日中関係は事実上絶縁状態であった。ところが1933年（昭和8年）の夏頃から、国民政府の対日態度に改善の兆が見え出した。すなわち、同年8月蔣介石、汪兆銘、黄郛の三氏が廬山で会合して、対日政策を再検討し、蔣の「先安内・後攘外」、汪の「一面抵抗・一面交渉」という方針を推進しようという結論に到達したらしい。それは、国際連盟も列国も結局満州事変に有効な介入をしにくれず、日本は連盟を脱退してまで満州国育成の固い決意を示し、また、華北には、日本軍の圧力で塘沽協定により非武装地帯までできてしまった、一方、国内では、中国共産党がますます勢力をのぼし、そのほか各地に反蔣勢力がなお残存して、

国内統一を妨げている、満州は決してあきらめないが、今日本と徹頭徹尾争っても勝目がないことは明らかである。それよりも共産党の方が危険であり、まずこれを掃討することが急務である、満州は、南京が隠忍自重しておれば、中国民族主義の底力により自然に中国に戻ってくるであろう、よってこの際は一応日本と融和し、国民政府が中国本部を統一した後に満州の回復を図るのが賢明な策である、と遠慮したのである。

そこで国民政府は、以前よりも一層共産軍討伐作戦を強化すると共に、他方、抗日を緩和し、排日を抑え、また、満州国承認はあくまで拒否しつつも、既述の通り、日本軍の圧力の下に満州との間の「通車」、「通郵」、「通電」、「通関」の諸問題および排日関税の引き下げ、華北における経済合作など、日、満との実務的諸懸案の処理に「誠意」のほどを示した。かくて1934年（昭和9年）の日中関係は、「天羽声明」が世間をさわがせたほかは、おおむね平静であった。

しかし日本の陸軍は、「南京政府最近の対日政策の転換、殊に経済提携の提言などは、打ち続く中国の経済恐慌と共産軍討伐の失敗とにより、その実力を失墜せるに対する糊塗策に過ぎず、これを本質的転向とみなすが如きは甚だしき認識不足なり」と断定し、批判した。思うに、この情勢判断自体は大體正しく、それはむしろ常識ともいうべきものであった。現に蔣介石主席は、1934年6月、対内的ではあるが、「共産党が一度民族の内部に入り込むと不治の病となる。日本の侵略は、中国の国力充実とともにいつでも打破できる。内を安んじて後、外を撃つのが順序である」と演説していたのである。しかし、公平に見て、本来この点については、日本の陸軍こそ自ら反省すべきことであった。というのは、「満州国」がある限り、中国側の立場からすれば、心底から親日になり得なかったのはむしろ当然といえるからである。そして、さらに中国に圧力をかけたり、これを侵すというのは筋途が違っている。

既述した所で明らかのように、広田外相、重光次官らと、蔣、汪両氏らとは、「満州国」の問題の究極的落ち着け方については、それぞれ相反するこ

とを望んでいたにもかかわらず、差し当りは、互いに痛い傷には触れず、相手方の感情を和らげるに努め、時の至るを待つというどちらも東洋人的な腹芸を考えていたのである。実際的に見て、いずれもそれはなかなかむずかしいことであった。率直に言って、究極的には、恐らく日本側の腹案の方に、より大なる無理があったのではないかと私は考える。というのは、それは中国のナショナリズムその他国際政治の長期的大勢に逆らうものだからである。

それはともかく、わが陸軍中央部の中にも広田構想に同調するものもいたが、関東軍はもとより、支那駐屯軍の一部のものは、当面国民政府の「誠意」を受け容れてみるステーツマンシップと忍耐とをもち合せず、広田外相および有吉大使ら出先外務機関による国交調整の努力を阻害し、ぶちこわすような行為を次ぎ次ぎとやっていったのである（参考文献5、第3巻72-73ページ、1、82-95ページ、11、58ページ）。

わが国の対中国政策の二元性は、中央でなされた諸決定にも現われていた。それは、基本的には、蒋介石氏を中心に中国本部がまとまること、日中融和のために有益であり、日本にとっても結局有利であるとの外務省の伝統的考え方と、中国を分裂させておく方が日本にとって有利であり、したがって蒋介石氏による中国統一を妨害すべきであるという陸軍大多数の考え方との相違、すなわち対中国政策の根本観念の相違に因るものであり、後々まで尾をひいた（『設問会報』昭和42年11月号所載、守島伍郎稿「満州事変の思い出」0916ページ）。しかも、だんだん外務側が陸軍に押されていったのである。

昭和8年10月の五相会議申し合せの方針の具体策を作るために、翌9年（筆者注一関係文献のうちには、昭和8年と書いてあるものもあるが、昭和9年が正しい）6月頃から外・陸・海の三省および参謀本部、軍令部の関係課長ら間で協議が行なわれ、難航の末ようやく12月7日にまとまった覚書がある。その内容は次の通りで、すでにこの文書に二元性が顔を出していた（その頃には斎藤内閣は岡田内閣にかわっていたが、外相には広田氏が留任

していた。陸相は林銑十郎大将）。

趣意

根本義トシテ、(イ)支那ヲシテ帝国ヲ中心トスル日滿支三國ノ提携共助ニ依リ、東亞ニ於ケル平和ヲ確保セントスル帝国ノ方針ニ追隨セシムルト共ニ、(ロ)支那ニ對スル我商權ノ伸長ヲ期ス。

右実行ニ付テハ、此際支那政局ノ自然ノ推移ニ逆行スル無理ナル処置ヲ避ケ、漸進主義ヲトル。

方策要綱

- (1) 日支關係ノ打開ニ付テハ、日本側ヨリ進シテ和親ヲ求メサルノミナラス、抗日政策ヲ改メシムル為ニハ、支那側ノ内部抗争利用ヲモ考慮スル必要アリ。
 - (2) 日本ノ權益擁護上必要ノ処置ヲトル為ニ、支那政局ニ動搖ヲ生スルモヤムヲ得ス。
 - (3) 支那人ノ遠交近攻心理ニ基ク各般ノ行動ヤ、之ニ策應スル外國側ノ對支援助ヲ極力排撃ス。
 - (4) 国民政府ノ指導原理ハ、日本ノ對支政策ト根本的ニ相容レス。同政府ニ對シ排日停止、就中、国民党部ノ策動ヲ控制スルコトヲ要求シ、同時ニ、懸案解決ヤ日本ノ權益伸張ニ付テハ、從來ヨリ一層積極的ニ努力ス。又国民政府下ノ官職等ニ日本ニ都合ヨキ人物ヲ任用セシムル様ニ仕向ケ、同政府ヲ日本ニ有利ニ誘導ス。
 - (5) 其ノ他ノ政權、例ヘハ北支政權ニ付テハ、次第ニ国民政府ノ政令ノ及ハサル如キ情勢トナルコトヲ希望シ、西南派、韓復榘、閻錫山等ヲシテ国民政府ニ對立シ、又ハ不即不離ノ状態ヲ維持セシム。
- 守島伍郎氏ノ回想によれば、この課長會議決定は、外・陸・海の最上局まで通されていたものであるところ、「方策要綱」には、「趣意」と矛盾撞着するアイディアが出ており、それは全部陸軍側の要求によって書かれたということである。そして、外務側は、この作文の外務省側構想に都合のよい部分を使って、国民政府との融和をはかり、他方、陸軍側は「方策要綱」を遠慮

会積もなく利用して乱暴な華北・内蒙工作をやった次第である(参考文献5、第3巻、71—72ページ、『霞関会会報』昭和42年7月号所載、守島伍郎稿「満州事変の思い出」(012—14ページ)。

しかし、蔣・汪両氏は時局を遠視し、隠忍自重していたので、国民政府の対日「親善」方針はなお不動であった。すなわち、6月10日には例の「邦交敦睦令」(睦隣令)を発し、ついで、14日には唐有壬外交部次長から有吉大使に国交調整交渉の漸踏みの申入れがあった。そして、9月7日、駐日大使蔣作賓から広田外相に対し、蔣介石・汪兆銘両首脳との協議の結果であるとして、(1)両国は相互に相手国の国際法上における完全な独立を尊重すること(筆者注一例えば、不平等条約の撤廃などを意図する)、(2)両国は真正の友誼を維持すること(筆者注一中国側の排日取締りに対し、日本側も地方政権支持のようなことをやめることなどを意味する)、(3)一切の両国間事件は平和的外交手段により解決することという中国側三原則を提示し、かつ、「三原則の実現により両国が真の朋友となれば、上海および塘沽両停戦協定や華北事件取極は不要となるわけであるから、その取消しも希望している。満州については、その独立は承認し得ないが、今はこれを不問に付する。……三原則が実現し、そして上海協定などの取消しに日本側が同意するにおいては、中国側としても、その主権を損しない限り、経済提携の相談にも応ずるし、日中親善の進展振り如何によっては、さらに、共同の目的(筆者注一防共の意)のため、軍事上の相談をする考えをもっている」との趣旨の説明を加えた(参考文献5、第3巻127—129ページ、『昭和10年度外務省執務報告』)。

それらは現実的にはなかなかむずかしい問題を蔵していたが、とにかく、国民政府の対日「親善」方針に変わりが無いということに力を得て、わが方はやがて「広田三原則」をもって国交調整交渉に臨むことになるのである。これより先、わが中央において広田外相は、外務省と陸軍との対立関係を是正し、なんとかして出先軍を抑えて華北・内蒙における小細工の分離工作をやめさせ、対中国協和外交を進めていくために、同年の晩春頃に、事務当局

に対し、日中国交の全面的調整に関する基本方針の立案を命じていた。外務省東亜局長を中心となって、例の外・陸・海の関係課長会議で約2カ月にわたる討議の末、ようやく妥協案ができ上り、岡田首相の承認も経て、10月4日「対支政策=関スル外・陸・海三相諒解」となったのである。その骨子は次の通りで、これがいわゆる「広田三原則」である。

- (1) 支那側ヲシテ排日言動ノ徹底的取締ヲ行ヒ且欧米依存政策ヨリ脱却スルト共ニ対日親善政策ヲ採用シテ該政策ヲ現実ニ実行シ更ニ具体的問題ニ付帝國ト提携セシムルコト
- (2) 支那側ヲシテ満州国ニ対シ窮極ニ於テハ正式承認ヲ与ヘシムルコト必要ナルモ差当リ満州国ノ独立ヲ事実上黙認シ反滿政策ヲ罷メシムルノミナラス少クモ接滿地域タル北支方面ニ於テハ満州国トノ間ニ經濟的文化的ノ融通提携ヲ行ハシムルコト
- (3) 外蒙等ヨリ来ル赤化勢力ノ脅威カ日滿支三国共通ノ脅威タルニ鑑ミ支那側ヲシテ外蒙接壤方面ニ於テ右脅威排除ノ為我方ノ希望スル諸般ノ施設ニ協力セシムルコト

以上要綱所載ノ諸点カ着々実行ニ移サレ我方カ日滿両国トノ親善提携ニ関スル支那側ノ誠意ヲ確認スルニ於テハ先ツ日支間ニ親善協力関係ノ設定ニ関スル包括的取極ヲナシ次テ日滿支間ノ新関係ヲ規律スルニ必要ナル取極ヲ行フモノトス

当時中央でも強硬論が多数を占めていた陸軍を相手として、ここまでまとめるには外務事務当局としてひじょうな苦心と努力を要したのであろうが、「三相諒解」のこの本文だけを見ても、「やはり衣の下から鎧が見えている」。さらに、前記の関係課長会議では、陸軍側の要望によって、例の対支政策の根本観念が討議され、その結果、次のような「附属文書」が「三相諒解」に付いたのである。

- 1 本施策実施ニ当リテハ状況ニ依リ支那ニ於ケル中央及地方政権ヲ相牽制セシムル等同国政局ノ関係ヲ利用スルコトアルヘキモ我方カ殊更ニ支那ノ統一又ハ分立ヲ助成シ若クハ阻止スル目的ヲ以テ是レヲ行フハ其ノ

本旨=非シテ要綱所載ノ諸点ノ実現ヲ期スルヲ以テ主眼トス

2 本施策実施=当リテハ外務陸海軍ハ常ニ密接ナル連繫ヲ保持スルモノトス

3 昭和9年12月7日附外務陸海軍主管当局意見一致ノ覚書ハ今後ノ研究ニ依リ之ニ代ルヘキモノノ決定ヲ見ル迄昭和10年10月4日関係大臣諒解ト並行シ引続キ有効ナルモノトス

この附属文書の1はともかくとして、3はわが陸軍の中国分治政策の事実上の是認であり、外務省の対中国協和外交のぶちこわしとなるものであった。当時外務省の主管課長であった守島伍郎氏の回想によれば、陸軍には、永田軍務局長や橋本(群)軍事課長のような話のわかる少数の人もおったが、多数は強硬論者であり、その圧力に抗し切れず、最後の段階で陸軍側がこの第3項を追加したということであり、同氏は、外務側がこれを呑んだのは、「大きな失敗であった」と述懐しておられる。

しかも、この「三相諒解」および「附属文書」の趣旨を出先陸軍(関東軍および天津軍)に徹底させるため、参謀本部第二部長岡村寧次少将が現地へ派遣されたところ、「広田三原則」は出先軍から総攻撃を受けるという有様であった(参考文献5、第3巻129-132ページ、16、下巻303-304ページ、14、158-160ページ、『霞関会会報』昭和42年11月号所載、守島伍郎稿「満州事変の思い出」(49))。

他方、中国政府との間においても国交調整交渉は難航した。「広田三原則」は10月7日(昭和10年)広田外相から駐日中国大使に提示され、その後東京と出先とで1年余にわたって種々折衝が重ねられたのであるが、先方は、日本側がまず中国側の三原則を認めるべきであるとし、三原則と三原則のすれ違い、あるいはぶつかり合いであった。日中関係改善という当面の目的においては双方同じであったが、腹の中で考えていた究極的、具体的ねらいはそれぞれ違っていたのであるから、それはむしろ当然ともいえるであろう。排日取締りはともかくとして、満州問題は完全なすれ違いであった。防共合作については、中国側は、

日本が中国の主権と独立を毀損しないということが先決条件であると主張した。

のみならず、わが出先軍は「広田三原則」を無視し、国交調整交渉が双方外交機関の間で懸命に行なわれている際に、既述のごとく、中国の幣制改革を華北において妨害し、「北支自由飛行」を強行し、冀東防共自治委員会を作らせ、華北を経済的に搾取するような日鮮人の事業や、「冀東特殊貿易」を黙認あるいは指導、奨励し、そして、内蒙にまで手をのばすに至ったので、中国側がその三原則を強調する根底にあった心配の種が統々現実の問題となってきたのである。国交調整交渉において、中国側は、華北における日本軍人の言動が日中親善の最大の障害であると反復抗議し、日本側は日本側で、日本軍人の華北・内蒙における策動の結果中国の対日空気が悪化するにつれて次ぎ次ぎに各地で頻発した反日テロ事件などに抗議するのに忙しく、国交調整交渉は、それら当面の問題の処理に追われて、その中に埋没してしまふような有様で、有吉大使が、「賽の河原のようだ」と歎いたごとく、交渉の本筋はほとんど進まなかった。一方、陸軍中央は、昭和11年(1936年)1月13日陸軍限りで、「北支処理要綱」(筆者注一第一次)なるものを支那駐屯軍司令官に指示し、華北・内蒙の五省分治を究極の目的とする工作を原則的に承認した。それには、「満州国のような独立国家を育成するものと解せられるような施策は避けよ」とか、「漸進的に」とか、「内面的指導を主旨とせよ」とか種々の制約はついていたが、関東軍の出先や天津軍の一部の者は中央の統制に服さず、先きへ先きへと行動し、中央はおおむねかれらに追従して行くのであった(参考文献5、第3巻133-135ページ、188-206ページ、206-207ページ、14、163ページ、16、下巻304-309ページ、310-314ページ、1、83ページ)。

その間、両国をめぐる内外の政局も国交調整交渉に幸いしなかった。まず中国では、華北の「防共自治」に対する強烈な反対運動が展開され、蔣・汪両氏の「対日弱腰」は国民党の中においてさえ甚だ不評であった。その上折悪し

く、1935年11月汪兆銘行政院長が国民党左派の中国人兇漢に狙撃された後辞職し、12月には、外交部次長から鉄道部次長に左遷されたばかりの唐有壬が暗殺され、かくて国民政府内での知日派が凋落していった(参考文献5、第3巻135—137ページ、1、99—100ページ)。他方、日本では、翌年(昭和11年)二・二六事件が突発し、岡田内閣倒れて広田内閣(外相は、当初首相兼任、のち有田八郎、陸相は寺内寿一大将)となった。この事件を契機として、陸軍では、「皇道派」が責任をとらされて後退し、「統制派」の天下となって、「肅軍」に乗り出したが、その代り、今度は陸軍大臣を通じて堂々と表門から政府に対し、「庶政一新」、「国防力の強化」など内外施策に関する発言権を強力に行使するようになった。後年に禍いを残した軍部大臣現役制の復活もこの内閣で決定された。対中国政策に関しても、広田外交はだんだん精彩を欠くようになった。日独防共協定も締結されたのである。

この頃には、ソ連の国防力と国際的地位が強化されてきて、満州国との国境方面その他極東におけるその軍備も増強され、また、前年(1935年)7—8月のコミンテルン大会は、日、独、伊など全体主義国家抬頭の国際情勢に対処するため人民戦線戦術を採択し、中国大陸もその対象とされるようになっていた。そこでわが国では、昭和11年(1936年)8月7日決定の「国策ノ基準」(五相会議決定)および「帝国外交方針」(四相会議決定)において、差当りわが軍事および外交政策の重点を「蘇連ノ東亞ニ対スル侵略的意圖ノ挫折特ニ軍備的脅威ノ解消、赤化進出ノ阻止ニ置」き、国防の充実と外交手段によりその達成を期することをきめた。これに伴って、对中国施策においても、防共という考慮が一段と比重を増し、華北をして「蘇連ノ赤化進出ニ対シ日滿支共同シテ防衛ニ当ルヘキ」防共親日滿の特殊地域たらしめ、そこで「国防資源ヲ獲得シ交通施設ヲ拡充スト共ニ」、日ソ間に万一の事態発生するような場合我方に対する中国の協力を得んがため、「支邦全般ヲシテ反蘇依日タラシムルコトヲ對支実行策ノ重点トス」と定めたのである。それはずいぶん虫のよい考え方であった。ついで、8月11日、外務、陸、海、大蔵の四省間できめた「對支実行策」には、国民政府に要望し、交渉すべき事

項として、(1)防共軍事協定の締結、(2)日支軍事同盟の締結、(3)日支懸案の解決——(4)最高政治顧問として日本人の備聘、(5)軍事顧問および教官として日本軍人の備聘、(6)日支航空連絡の開始、(7)日支互恵関税協定の締結——(1)日支経済提携の促進が掲げられ、また、同じく四省決定の「第二次北支処理要綱」には、基本方針として、華北における「分治政治ノ完成援助」が謳われ、「右目的達成ノ為ニハ該地政權ニ對スル内面指導ニ依ルト共ニ之ト併行シ南京政權ヲシテ北支ノ特殊性ヲ認識シ北支ノ分治ヲ牽制スルカ如キ施策ヲナサス進ムテ北支政權ニ對シ特殊且包括的ナル自治ノ權限ヲ賦与セシムル様施策スル」ことがきめられた(この頃には満州国承認問題は姿を没していた)。右「對支実行策」の前文には、「右施策ニ當リテハ南京政權ノ面ヲ考慮シ同政權ヲシテ國民ノ手前抗日標榜ノヤムナキニ至ラシムルカ如キ処置ヲ避ク」るとか、また「第二次北支処理要綱」には、「該地域ニ於ケル支那領土權ヲ否認シ又ハ南京政權ヨリ離脱セル獨立國家ヲ育成シ或ハ滿州國ノ延長ヲ具現スルヲ以テ帝國ノ目的タルカ如ク解セラルル行動ハ嚴ニ之ヲ避クルヲ要ス」とか書いてあったが、前記のような広汎な我方要求に照らしてみれば、土台無理な話で、まして「親の心子知らず」の現地軍にかかっては、ただ中央の作文におわるようなものであった。それはともかく、華北・内蒙分治政策がたんに陸軍だけでなく政府によってもここに公認されたのである。なおこれより先同年5月から、わが支那駐屯軍は約3,000名増強されていた。

さらに、同年11月25日日独防共協定が締結されると、その後、ソ連の対日態度はかえってますます硬化し、英米の対日空気が悪化し、中共も、それら内外の情勢に刺激されて、抗日人民戦線運動に必死の努力をするようになった(参考文献5、第3巻207—213ページ、14、202—226ページ、16、下巻344—348ページ)。

昭11年9月中旬頃、川越大使、須磨駐南京
総領事は、政府の訓令により既述の諸要求をひ
きき、蔣介石行政院長、張群外交部長らを相手に屢次折衝を重ねた結果、
交渉はかなり進展し、華北防共協定、日本人顧問の備聘、日支航空連絡、互

志関税協定、山東・山西・綏遠3省における経済開発のための合作、排日取締りなどについては中国側も原則的にはわが方要求に内諾を与えた。しかし、(1)上海、塘沽両停戦協定の取消し、(2)「冀東政府」の解消、(3)華北自由飛行の停止、(4)冀東密輸の停止と中国側取締りの自由回復、(5)察東および綏遠北部における偽軍(わが関東軍の育成した王英軍、徳王軍)の解散など諸件の同時討議を要請し、かつ、全般的の反共協定には内政干渉への危惧とソ連に対する配慮から頑強に反対し、また、華北における特殊行政機構の創設および冀察の現状黙認ということに対しても、国内統一という基本的建前および国内の悪化せる対日空気にかんがみ、これを拒否した。それに英、米、仏、ソの牽制工作もあって、国交調整交渉が行き悩んでいたところへ、11月12日から12月初めにかけて、関東軍の内蒙特務機関長田中隆吉中佐の画策による例の綏遠事件が起こった。中国側は憤激すると共に、その対日不信感はいよいよ深まり、国民政府は国交調整交渉の継続を拒んだので、長期にわたった同交渉もついに挫折するに至った(参考文献5、第3巻214—224ページ、14、226—228ページ、16、下巻348—350ページ、354—355ページ、有田八郎著『馬鹿八と人はいふ』73ページ参照)。

(4) 西安事変とその背景

かてて加えて、その後間もなく同年(1936年)12月12日、蒋介石軍事委員長兼行政院長が陝西省西安において張学良および楊虎城(西北17路軍の軍長・陝西省綏靖主任)とかれらの軍隊により監禁されるという西安事変が突発し、中国内はもとより全世界を驚倒せしめた。約2週間種々舞台裏の動きがあった後、蔣委員長はようやく釈放され、同月26日南京に帰還したが、この事件は、中国の国内政局および対外政策を内戦停止、一致抗日、国共合作、連ソ・排日、英米への依存の深化へと向けさせる一大転機となったのであり、「支那事変」勃発の背景ないし誘因として極めて重要視すべきものと考える。

西安事変の背景と真相

ところが、西安事変の真相は今日なお秘密のヴェールにおおわれている。この事件の背景や概貌やその後の事態については、今日多くの書物に記されており、大体のところはほぼわかるのであるが、事件の核心あるいは内幕についてはオーセンティックな資料がないため、重要な点でわからないことがあったり、記述にそれぞれ若干の相違があったりして、的確なことが必ずしも明らかになっていない。それは、中国の直接関係者が今日に至るも口を篋して内幕を語らないし、また、真相を知っていると思われる諸外国の文献にも記されていないからである。しかし西安事変前後における中国内外の諸情勢と事件当時における要人の動きを注意深く検討すると、事件の核心および舞台裏での措置についてもおよその見当がつくし、それに、今回私は、ある秘話を一先輩から聞き得たので、従来は一般に知られていなかったことも大分わかり、おおいに助けとなった。

まず、西安事変前における中国内外の諸情勢中、重要なものを整理してみると、次の通りである。

(1) 予て江西省瑞金を中心として華南にばん居していた中国共産軍は、蒋介石氏の中央軍による激しい第5次掃共包圍作戦に堪えられなくなり、毛沢東らは、江西の根拠地を捨てて、遠く陝西省に移動する決意をするに至った。そこにはすでにいくつかのソヴィエト区ができていたし、また、問題の華北や蒙古にも近く、共産軍の活動にも、自らを守るにも、便利であったからであろう。1934年(昭和9年)10月その主力はいわゆる大西遷を開始し、ついで北上したのであるが、途中各地で転戦、大なる苦難をなめた後、翌年10—11月ようやく陝西省北部にたどりついた。瑞金出発の時に正規軍と同行諸部隊合わせて約10万人であったのが陝西省に入った時には、2、3万人に激減していたといわれている。

中共は、その後実力を回復して、陝西省北部および寧夏省南東部に共産軍主力の根拠地を築き、延安に中華ソヴィエト政府を設けた。四川、西康、湖南、湖北等の諸省に転戦していたその他の中共軍も、漸次西遷、北上してき

た。1936年夏頃には、正規の紅軍兵力約10万とその数倍の赤衛隊を擁するに至った。また大西遷・北上の途中各地において農地革命を行ない、共産主義の種を蒔いてきたので、抗日救国運動における中共の政治的地位は相当高まっていた。

(2) 中共は、つとに満州事変勃発の翌年1932年4月26日、瑞金の中華ソヴェト政府から対日宣戦を布告し、蒋介石氏らの対日消極的態度を激しく攻撃した。そしてその後も、日本軍の華北工作の進展するにつれて、たびたび抗日宣言を発したりしていたが、大西遷・北上の途中まではまだ抗日第一主義ではなく、抗日の呼号は国内に反蔣をあふって革命運動を進める手段とし、蒋介石および国民党打倒をもって反帝国主義運動の第一歩と考えていたのである。したがって、抗日のため内戦停止というようなことはまだ考えなかった。

ところが、中央軍の激しい掃共作戦によって痛めつけられたうえ、大西遷・北上の途中も大なる苦難をなめるし、他方、日本軍が梅津・何応欽協定や土肥原・秦徳純協定などにより華北・内蒙工作に乗り出してくるし、またコミンテルン方面からはおおい人民戦線的なアイディアが伝わってきた。そこで1935年の夏、中共軍は、北上の途上四川省毛児蓋で約1か月間休養している間に、以後の基本方針について首脳部が論議を重ねた末、抗日人民戦線へと戦術転換を決定した。すなわち「8・1宣言」を発して、内戦の停止、抗日救国のための統一的連合軍の結成および連合国防政府の樹立などを全国に呼びかけ、満州、華北などで相当の反応があった。しかし、この頃には、中共は、蒋介石その他の国民党上層部や、地主・資本家階級などに対してはなお強い敵意を示し、統一戦線からかれらを除外して考えていた。

その後、同年12月上旬、天津、北平に起こった学者、学生を中心とする激しい「防共自治反対」の抗日運動が翌1936年前半にかけて、地域的にも階層的にも、全国的な抗日運動へと広がり、中国学生救国連合会や全国各界救国連合会などが続々結成されるに至った。中共は、好機逸すべからずとして、これら抗日救国運動に参加し、積極的に働きかけると共に、自らの唱導する統

一戦線の中に一部の民族ブルジョアジーなどの参加をも想定するようになった。しかし、なお反蔣・反国民政府ということでは変わらなかった。国民党員に対する働きかけは、まだ藍衣社・中下級黨員などに限られていた(参考文献5、第3巻259—262ページ、276—277ページ、284—291ページ、298—306ページ、11、62—63ページ、3、上巻166—168ページ)。

(3) さらに、この頃の国際情勢を見るに、日、独、伊など全体主義的・軍国主義的国家の抬頭、日独防共協定の締結、それらに対する反ファシズム陣営形成の機運、華北・内蒙分離工作を契機とする日本対中国及び日本対英、米、ソの利害の衝突などは、おのずからソ連と英、米、蔣との接近を促進した。すなわち、ソ連も中共だけでなく蒋介石とも提携し、利用することが色々の意味で得策であり、必要であると考え出したものの如く、国府との接近をはかるようになった。満州事変には手をこまねいて何もできなかった英、米も、日本が中国本部たる華北に手をつけ出したとあっては、今度は何んとかして日本を抑えねばならぬと考えたであろう。こういう国際情勢は当然中共の対蔣政策にも影響したであろう。なお、1936年2月山西省に侵入した中共軍が中央軍の大攻勢にあつて、3月—5月陝西省への撤退を余儀なくされたことも影響したであろう。同年8月25日中共中央委員会が出した「国民党=致スノ書」及び9月17日同政治局採択の「抗日救亡ノ新形勢ト民主共和国=関スル決議」は、従来の「反蔣抗日」から「連蔣抗日」への変化のきざしを見せはじめ、国・共合作への方向を打ち出した。しかし、なお蒋介石及び国民党を信用したわけではなく、いやおうなしに抗日に向かわざるを得ないようにせまろうというのであった(参考文献5、第3巻、306—309ページ、320—323ページ、中村菊男著『天皇制ファシズム論』174—175ページ参照)。

(4) しかし、国内における激しい抗日運動と前記のような中共の方針転換にかかわらず、蒋介石氏の「先安内、後攘外」の方針は変わらなかった。すなわち、国民党による統一中国の建設(有効な抗日への準備ということも考えての)を基本目標とし、そのためには中共軍撲滅が第一、日本の侵略に対する撃攘はその上でのことという考えであった。蔣軍事委員長・西北掃共総

司令は、いまや陝西省に追いつめた中共軍に対し最後の討伐を強行することを決意し、1936年夏頃から第6次掃共戦の準備を推進した。10月下旬、蔣委員長は西安に飛んで、軍事会議を開き、中央軍を中心に、張学良の旧東北軍、閻錫山らの西北軍なども召集して、20個師以上を大動員することを決定した。1930年以來の掃共作戦は、いまや「最後の5分間」という構えとなった(参考文献5、第3巻、313ページ、318ページ、324ページ)。

(5) ところが、中央側にとってそこに一つの大きな弱点があった。それは、張学良とその配下の旧東北軍及び楊虎城(元西北軍の指導者で、当時は中央軍に属する西北17路軍の軍長・陝西省綏靖主任)とその配下の軍隊であった。これより先、張学良軍は、満州や河北省から追われて山西省に退いていたが、1935年10月蔣委員長は、学良を西北掃共副総司令に任じ、翌年夏山西の共産軍討伐が終わった後、張学良軍をさらに陝西省へ移駐させ、掃共戦に従事せしめることにした。しかし、張学良以下その軍のなかには、仇敵・日本に対する国民政府の態度をなまぬるしとし、中共の「8・1宣言」に共鳴して、一致抗日を求める気運が漸次高まっていった。特に若い兵士たちは、遠く満州を離れて、西へ西へと移動させられ、これからまた共産軍を追って転戦するのでは、いつ満州に帰れるかわからず、不安、不満をいだくようになった。学良その他高級将校たちも、共産軍と戦うたびに部下に多くの犠牲を出し、結局蔣介石による「雑軍整理」の一端として消滅させられるのではないかとの強い不安と不満をもっていた。そこに目をつけた中共の他の人民戦線派が彼らに対し抗日統一戦線の宣伝活動を積極的に行なったので、これに影響され、一層軍心に動揺を来たしたのである。そして、学良自身も、部下及び背後の勢力を制する力を失うようになった。張学良と周恩来との接触も行なわれるようになり、学良は延安包囲を解いて、西安に退き、1936年10月には蔣委員長に対し抗日民族統一戦線結成の進言を通電した。かくて、張学良軍と中共軍との間は事実上停戦状態となった。

一方、以前から陝西省におった楊虎城は、「陝西人による陝西の主持」を唱えて、早くから共産軍と妥協し、その地位を固めていたから、しきりに張

学良に反蔣を説いていたので、学良は楊の影響も受けた。なお、陝西省主席劉力子も抗日民族統一戦運動に共鳴し、容共的となっていた。

蔣委員長が第6次掃共戦の強行を命令したとき、張学良は苦境に追いこまれ、10月下旬の西安軍事会議でかなり抵抗した。しかし、11月中旬中央軍は出動をはじめた。その頃例の綏遠事件も起こっていたのである。張学良は、11月下旬2回にわたって蔣委員長に手紙を送って、部分的にでも抗日を実行しない限り部下の統制が困難であると訴え、委員長が現地に来てまず実情を視察するよう請願した。この辺の時日の前後関係は必ずしも明らかでないが、楊虎城は、蔣委員長が西安に来たら、学良と2人で「連共抗日」を委員長に進言し、もし容れられなければ委員長を拘置しようと張学良を説得し、同意させた。楊は、予て、蔣委員長が掃共督戦かたがた蔣鼎文の1個師を率いて西安にやってくる計画があるのを知り、もしそうなれば、陝西省における自分の地盤が取られてしまうことをも心配していたのである(参考文献5、第3巻、325—326ページ、11、64ページ、曹汝霖著・曹汝霖回想録刊行会編訳『一生之回憶』214—215ページ、波多野乾一著『中国共産党史』第6巻、432—437ページ)。

以上のような情勢を背景として西安事変が起こるのである。すなわち、同年(1936年)12月3日張学良は洛陽におもむき、綏遠事件における勝利で気を良くしていた蔣委員長に、掃共の指導を仰ぎたいとて、西安に来よう直接請願した。委員長は、翌4日随行員若干名だけをつれて、気軽に西安に飛んで来た。そこに油断があったのである。そして連日、張・楊ら将領を集めて、掃共継続方を力説、鞭撻し、種々論議はあったが、12日から作戦を開始して3カ月以内に共産軍をせん滅するよう厳命を下した。11日、どたん場に追いつめられた張学良と楊虎城、それに彼らの部下将校を加えた10数名は対策を密議した。いわゆる「兵諫」がここで最終的に決定されたのである。翌12日早曉、張学良配下の部隊が蔣委員長の泊っている西安(昔は長安)郊外の清華池を襲撃、包囲し、委員長らを監禁してしまった。ここは千年の昔、唐の玄宗皇帝が楊貴妃を擁して比翼連理を誓ったという白楽天の「長恨歌」

で有名な温泉郷であるが、それがいま浅はかにして、しかも結果の重大な謀略の地となったのである。

その日の夜、張学良と楊虎城は全国に通電を発し、蔣委員長に生命は保証すると述べると共に、次の8項目を提案した。その第7項目を除いては、予て中共の唱えていた主張に酷似しているため、いっそう大なる衝撃を内外に与えた。

- (1)南京政府を改組し、各党各派をいれて、救国の共同責任を負うこと
- (2)一切の内戦を停止すること
- (3)上海で捕えられた愛国的領袖(筆者註—全国各界救国連合会の幹部)を直ちに釈放すること
- (4)全国一切の政治犯(筆者註—大部分は共産党員)を釈放すること
- (5)人民の集会、結社等一切の自由と権利を保障すること
- (6)民衆の愛国運動(筆者註—抗日運動)を開放すること
- (7)孫総理の遺囑(筆者註—孫文の三民主義)を確実に遂行すること
- (8)直ちに救国会議を召集すること(参考文献5、第3巻、326ページ、中村菊男前掲著書、175—176ページ、波多野乾一前掲著書、第6巻、437ページ)。

中国国内では、国民党内はもちろん、一般に張学良の行動に対するごうごうたる非難が起こると共に、蔣委員長に安否を心配した。現に、楊虎城その他配下の將校及び張学良軍の青年將校の間には蔣委員長が予想外に強硬で、学良の要求を受けつけないので、学良の全く考えていなかった蔣介石処刑論が高まっていたということである。他方、南京では事変の勃発に上下色を失い、特に党・政首脳部は連日連夜対策につき協議を重ねた。国内各地の將領や民間団体は、蔣委員長擁護、釈放要求の通電を続々発出した。12日夜、国民党及び政府首脳部は、とりあえず、張学良討伐を決定し、中央軍15個師に動員を発令した。この大難局対処の根本策については、容易に確策を得なかったが、ついに、人民戦線思想をもっていた陝西省主席・劉力子の進言を容れ、ある種の重大な時局收拾策を案出して、急ぎも関係方面に所要の措置をとったという有力な説がある(西安事変後、1937年2月9日、蔣委員長が国民党五届三中全会の第四次大会に提出した経過報告書の中に、「……わが中央がよく孫文総理の精神をとり、至当の措置に出るであろうことを深く信

じた。その後中枢の決意宜しきを得、……」と記している一節は、右のこととの関連において意味深長である)。一方、張学良は13日から14日にかけて、周恩来その他の中共幹部の来西を求め、解決策を模索した。陝北の紅軍根拠地では中共中央委が緊急会議を、また西安では、張学良軍と楊虎城軍とが鳩首討議を重ねた。関係文献のうちには、蔣委員長と周恩来との会談も行なわれたと記してあるものも少なくないが、「蔣委員長西安半月記」(蔣委員長が西安監禁中のことを釈放後口述、筆記させ、1937年2月の国民党第五期三中全会に提出した手記)には一言もこれに触れていない。しかし、少なくとも周と張らとの間には、その後も度々重要会談があったものと推測される(参考文献5、第3巻、328—329ページ、波多野乾一著『中国国民党通史』513ページ、『中国共産党史』第6巻、443—444ページ、第7巻、17ページ等参照)。

『西安半月記』には、何日誰れがやってきたとか、どういう話をしたとかいうようなことが蔣委員長の立場から書かれているが、事変の核心を間接的に推理する手がかりとなるような人の動きやその他興味深い場面の記述も少なくない。ここに詳しく紹介する余裕はないが、それによると、委員長は、12日の午後、清華池から楊虎城の西安綏靖公署の建物へ移された。張学良は毎日度々やってきて、蔣委員長と議論し、説得にかかった。委員長は、自分を南京または洛陽へ送り返せと要求した。例の劉力子も委員長と長時間話し合った。14日には、ようやく楊虎城も姿を見せた。ドナルド(もと学良の顧問であったが、その後蔣介石氏及び宋美齡夫人とも懇意になった秦州人)が南京から突如飛来した。そして、学良とドの切なる勧めにより、委員長は高培5師師団長邸へ居を移した。南京へ帰ることをまた言い出すと、学良は例の8項目の要求を出したが、委員長は拒否した。学良辞去後、委員長とドは協議した。翌15日、ドは南京から来ていた使者と共に洛陽へ飛び、16日にまた西安にもどってきた。何か重大なことを南京へ連絡したのであろう。17日、委員長は中央軍による張・楊軍討伐を3日間停止せよとの命を何応欽討逆總令へ伝えさせた。右期間の満了する19日に、学良はさきの8項目の要求中、まず初めの方の4項目だけでよいから同意するよう迫ったが、委員長は拒否し

た。20日には南京から宋子文が飛来し、委員長と密談した。その夜から翌日ひる前まで、委員長は熟睡した。21日に、宋は急に南京へ帰り、22日、今度は宋美齡夫人と共に、また西安に飛来した。23日と24日、宋は張・楊らに委員長釈放方を折衝した。学良は折れて、釈放論を唱えたが、楊はこれに猛烈に反対し、論争した。25日、学良がようやく楊を説得し、委員長の帰京に同意させた。委員長が飛行場にいったところ、学良は同行方を請願した。一行は、その夜洛陽に一泊、翌26日南京に安着した。林森国民政府主席以下要人が出迎え、民衆も歓呼して迎えたという(『西安半月記』754ページ)(なお、波多野乾一著『中国国民党通史』510—513ページ、『中国共産党史』第7巻、17—18ページ参照)。

蔣委員長釈放の経緯について、他の関係文献の伝えるところを拾ってみよう。曹汝霖の前掲書には次のように記されている。「聞くところによると、張学良は飛行機を出して、共産党の周恩来を迎え、密議をこらした結果は、蔣委員長に極めて不利なものであったけれども、……ソ連のスターリンから密電が来て、形勢がまた一転し、『蔣委員長をもり立てて、日本に抗戦させる』方針になったと言う。これが真相のように思われる」(同書、217ページ)。一方、『太平洋戦争への道』第3巻には、「その翌年、毛沢東がスメドレー(筆者註—米国人婦人記者で、共産党員)に語っているように、西安事件は中共にとっても突発事件であり、毛沢東も事前には全く知らなかったとみてよいであろう。したがって西安事件がおこったとき、中共もソ連も、はじめはかなり判断に苦しんだようである。「……12月19日、和平方針を確定した中共・中央は南京・西安両当局ならびに全国各界にあてて通電を發し、事件解決のための積極的第一步をふみだした……」と書いてある(同書、327ページ、329—330ページ)。蔣委員長釈放条件に関しては、波多野乾一著『中国共産党史』には、西安の12月27日付『解放日報』(もと『西京日報』)は、委員長が25日西安飛行場において楊虎城に次のような意見を表示し、かつ、「自分が諸君に答えたことは南京に帰ってから一々実現することができる。諸君も安心せよ。……」と述べた旨報道したと記されている(筆者註—委員

長が飛行場でこれらの条件を表示したとは一寸考えられない)。

1. 中共軍は潼関(陝西省の東部、山西、河南両省との境)以東に撤退せしむ。2. 内戦を停止し、国力を集中して一致対外す。3. 政府を改組して、各方面の人材を集中し、抗日主張を容納す。4. 外交政策を改め、中国解放に同情する一切の国家と連合す。5. 上海で逮捕した(救国連合会の)各領袖を釈放せしむ。6. 西北各省軍政は、張・楊これを統べ、全責任を負うべし(同書、第6巻、437—439ページ)。

さらに、『大東亜戦争への道』第3巻には、「また中共・中央(毛沢東)は、28日、『蔣介石の声明(筆者註—12月26日に公表された蔣委員長の張・楊に対する24日の訓詞)についての声明』を發表し、『蔣氏が無事に西安をはなれることができたのには西安事件の指導者の張・楊両將軍のほか、共産党の調停が大いに貢献したということに記憶しておくべきである』と蔣介石に注意を喚起し、……『たしかに条件に署名するといったようなことはなかったものの、『信義』にもとづいて約束したことは守るべきである……』と述べた」と記されている(同書、330—331ページ)。

既述の通り、西安事変収拾の内幕はなお秘密のヴェールにおおわれているが、各種の文献やその後における事態の推移などを総合してみると、蔣委員長は或る方面の調停によって釈放され、そして、その条件は、内戦停止、徹底抗日、連ソ、連共などであったということになるようである(参考文献、前記のほか、5、第3巻、237ページ、329—330ページ、3、上巻、152—153ページ、169ページ、11、65ページ、波多野乾一著『中国国民党通史』513—514ページ、『中国共産党史』第7巻、15ページ、中村菊男前掲書176ページ等参照)。それは、「支那事変」の背景として極めて重要なファクターの一つであったといわねばならない。

当時、わが方では、現地も中央も、精確な情報をもたず、従って、西安事変の包蔵する真の重大性を十分認識しなかったようであり、そのことが翌1937年(昭和12年)蘆溝橋事件突発の際、一部の人々を除いては、判断あるいは措置を誤った一つの大きな原因になったものと考えられる。

私は、今後、この重大な事件が中外の学者その他の研究者などによってさらに十分研究され、その真相が解明され、そして、正しい歴史が後世に伝えられるようになることを願うものである。

(5) 西安事変後の日・中情勢

西安事変後、国民党内において、汪兆銘、胡適らの知日派あるいは反共派は、なお「先安内、後攘外」の方針をもって、連ソ、連共、抗日政策に抵抗したが、党内の大勢は、抗日を第一とするようになった。中共は蔣介石氏に期待し、西安で約束されたことの実行を要求し続けた(1937年1月6日の通電など)。

1937年(昭和12年)2月10日、中共中央委員会は「国民党三中全会ニ致スノ書」において、(1)内戦停止と一致对外敵、(2)言論、集会、結社の自由と政治犯の釈放、(3)各党各派各界各軍の代表者会議の召集と共同救国の実行、(4)抗日抗戦準備の急速完成、(5)人民の生活の改善を要望し、国民党がこの国策を確定すれば、中共は、(1)国民政府に反対する武装暴動方策を停止する、(2)「中華ソヴィエト政府」を「中華特別区政府」と改称し、「紅軍」は「国民革命軍」と改名し、それぞれを国民政府と軍事委員会に從属せしめる、(3)「特別区」内に普選による徹底的民主制度を実施する、(4)地主の土地没収を停止する、(5)抗日民族統一戦線綱領を実行することを保証すると申し出た。

2月15日から22日まで開かれた国民党の第五期三中全会においては、中共の前記申し出でその他西安事変の善後策が実質的に最大の問題であったが、重要な議事及び結論の内容はほとんど秘密とされた。しかし、もっとも注目されていた連共問題は「根絶赤禍案」となって現われ、その表面の文句はともかくとして、おおむね「語るに落ちている」と見られる。すなわち、それは、共産党員が過去の誤りを悔悟し、三民主義に服従し、国法を守り、軍令を厳守し、善良な国民となるのでなければ容許できないと述べ、目前最低限の弁法として、(1)「紅軍」などの名義を仮借せる武力を徹底的に取り消さね

ばならない、(2)いわゆる「中華ソヴィエト政府」その他統一を破壊する一切の組織を徹底的に取り消さねばならない、(3)赤化宣伝を根本的に取り消さねばならない、(4)階級闘争を根本的に停止せねばならない、という要求を列挙したものであり、共産党がこれらの条件を容れたならば、国民党は彼らを容納するということである。このような条件は国民党本来の主張であり、かつ、複雑な党内事情及び中国的な面子保持の反映でもあったが、一方、中共は1935年以来新戦術を採用しており、それに、何よりもまずコミンテルンが如何なる代価を払っても中国をその側に引き込むことを決心していたのであるから、そこには彼らの「容れ得ない条件」などはほとんどなきに等しかったともいえるであろう。——もっとも中共も表面的には国民党三中全会の決議に対し強く批判はしていたが、いずれにしても、国民党の正式機関がたとえ条件つきとはいえ中共との協商関係に入る姿勢を示すに至ったことは重要な事柄であった。

かくして三中全会が終わってから、2月末西安において、国民党代表・張冲と中共代表・周恩来との間に停戦会議が開かれ、(1)内戦停止、一致抗日、(2)国民大会の開催、各界人材の登用という二つの基本原則につき、3月1日合意が成立した。具体的細目については、紅軍の処理問題をめぐってかなり意見の相違があったが、周恩来が蔣委員長と協議の結果、(1)国民政府軍事委員会は、陝、甘両省における共産軍駐屯地を指定し、かつ、軍事教練官を派遣して、6カ月間共産軍に正式軍事訓練を施す、(2)中央より共産軍に対し一定額の軍費を支給するとの条件の下に、右地域にある約10万の共産軍を訓練し、その成績如何により中央軍に改編することに決定した。

その結果、国・共の停戦は、主要戦線から始まって、次第に遊撃戦区に及び、また、「特別区」の封鎖も徐々に解除され、国・共両地区の交流も同年5、6月ごろにはだんだん拡大していったということである。

なお、西安事変後における中国側の事柄で注目すべき他の一つの点は、国民政府が対英米依存のみならずソ連との接近を次第に積極化し、また抗日・連ソ・容共諸勢力も、「民族闘争中においては、我等はすべからず国際間の

矛盾を利用し、以って自己の勢力を強化し、敵人の勢力を削弱せしめねばならぬ」との、戦術に基づき、抗日のために、ソ連をはじめ英、米などの助言や各種援助を受けるよう国民政府に働きかけた。そして、それらのことはだんだん現実化されていった（特に「支那事変」勃発後は、国民政府側のみならず、中共にまでも2、3の外国から武器援助が与えられるようになったとの有力な説がある。）（参考文献5、第3巻、332—336ページ、波多野乾一著『中国国民党通史』514—518ページ、『中国共産党史』第7巻、6—12ページ、20—22ページ、26—29ページなど参照）。

日本側对中国政策の転換

西安事変は、中国の統一・保全の中核として蔣委員長が如何に重要な存在であるか、もし蔣委員長が健在でなくなれば如何に重大な結果になるであろうかということについて、中国内外の識者にまざまざと再認識せしめた。当時わが国では西安事変の真相についての確には把握できなかつたものの、この事変によって衝撃を受けたことには相違なく、それと、綏遠事件における失敗や対ソ政策上の考慮などが相俟って、さすがの日本軍部も对中国政策についてようやく反省するようになった。特に、ソ連の脅威ということに最も神経を使っていた参謀本部が中国の事態についてまず敏感に反応を示し、昭和12年（1937年）1月初めから、对中国政策を再検討し始めた。石原少将（第1部長）がその主導者であった。そして、防共親日滿地帯としての華北の特殊性は依然主張するも、そこにおける政治工作（分治工作）はこれを放棄し、わが国防資源の獲得を目的とする経済工作及び民心の収攬をねらう文化工作に主力を注ぎ、中国の統一運動に対しては公正な態度をもって臨むという新方針を部内で樹立し、陸軍省説得にかかった。

たまたま1月下旬、政党と軍部との衝突に因り、広田内閣は崩壊し、かつ、宇垣内閣は陸軍の反対により流産となって、かつての「越境將軍」林銑十郎大將（予備役）が2月2日組閣した。そして、3月には、専任外相として、佐藤尚武氏が迎えられた（陸相は杉山大將、海相は米内中將）。

華北・内蒙工作なるものはもとと陸軍がやり出して、行き詰まりないし

失敗となったものであり、外務省としては、政策の転換はもちろん望むところであった。そして、日中関係打開の順序としては、当時のもつれにもつれた状況から考えて、いきなり全般的国交調整をやろうとしてもそれは無理で、まず当面の障害や懸案を一つ一つ解きほぐし、その上で全般的関係改善を図るのが实际的であると考えた。

そういう目標と線に沿って、外、陸、海、大蔵の中央関係当局の協議が逐次進み、まず2月20日「第三次北支処理要綱」が決定され、次いで4月16日には「対支実行策」並びに「北支指導方策」（四相決定）が策定されたのである（その頃、外務省の次官は堀内謙介氏、東亜局長は森島守人氏、陸軍省の次官は梅津中將、軍務局長は後宮少將、軍務課長は柴山兼四郎大佐、参謀本部の第1部長は石原少將、第2部支那課長は永津比佐重次大佐というコンビであった）。その要点は、中国側をして、懸案であった上海・福岡間の航空連絡や対日関稅率の引下げなどを承認させ、その代わりわが方としては、「冀東特殊貿易」や「北支自由飛行」を止め、また、わが方は華北・内蒙における政治工作を差し控え、その代り中国側をして、華北における国防資源の開発及び鉄道、電力などの施設の建設を認めさせ、そして、「冀東防共自治政府」は段階的に解消せしめようというにあった。純誠の士・佐藤外相は、帝国議会で、対外政策の基本的な心構えとして、危機を招くも招かざるも日本自身の態度如何にかかると端的に説くとともに、对中国政策については、互惠・平等と経済提携とを率直に提唱し、その発言は中外の注目を浴びた。

現地においても5、6月頃になると、まず北支駐屯軍が中央の方針に賛同し、次いで、関東軍も、中央から派遣の柴山大佐及び森島局長らに説得され、ついに東条参謀長は、関東軍の意見として、「冀東地区内における日本の経済的發展その緒に就くにおいては、冀東防共自治政府の解消に異議なし」との一札を手交したということである。

なお、外交的勘のよい、達識の吉田茂駐英大使の予てからの熱心な進言に基づき、外務省は、日中関係の根本的改善を図るためには、国民政府の英米依存政策及び英、米の中国に対する伝統的関心と現実の利害関係に鑑み、まず

英国、次いで米国の外交調整をも日中国交調整と並行して図る要あり、ことに、日独防共協定締結以来悪化した対英、米関係をできる限り改善する必要があるとの意見をもつようになっていた。ちょうどその頃、明敏な川越駐華大使からも、対華借款その他経済援助について日英協調するのが時宜に適すべく、この際、満州事変以来のわが対華根本方針を急転回するの要ありという趣旨のいわゆる対華再認識論が具申されてきた。そこで、外務省は、従来から余り乗気でなかった陸軍を説得して、中国問題（華北における日本の特別の利害と地位の承認、英国の在華権益の尊重、経済開発及び借款などに関する日英協調）、通商問題、金融問題にわたる日英外交調整交渉をも行なうことに同意させた。

その間同年春、林内閣は、議会在予算案その他重要法案を通した後に、陸軍の要求に従って、いわゆる「食い逃げ解散」を行ない、政党内閣に挑戦したが、総選挙に敗れ、6月4日第一次近衛内閣（外相は広田弘毅氏、陸相、海相は留任）に替った。この内閣も前記の対中国及び対英・米新政策を引き継いだのであり、政府はもちろん、軍部も中国に対して戦争を仕掛けるような意図はもたなかった。しかるに、新政策が実を結ばないうちに、「支那事変」の発端たる蘆溝橋事件が突発するのである（参考文献2、117—123ページ、5、第3巻、239—240ページ、13、28—30ページ、16、下巻、356—357ページ、360—365ページ）。

ところが、およそ一国の外交その他対外政策は、まずその内容が長い目でみて公正、妥当であることが肝要なるべきはもちろんであるが、その実行のタイミングを失しないこともまた極めて重要であることは、古今東西を通じ、幾多の事例の教えるところである。この場合も、わが国、なかんずく陸軍は、多年対中国政策において誤りを重ねた末ようやく反省し、せつかく、前記のような政策転換を始めたのであったが、その内容が国際政治の長期的観点及び中国の立場から見ればなお不十分であったのみならず、時すでに遅く、中国側では、国民党も中共その他の勢力も、抗日という点では、もはや大勢は一致し、これを動かすこ

とはできないまでになっていた。それは、根本的には、もちろん主として日本軍部積年の行動に対する中国軍・官・民のうっ憤の累積と、中国人の覚醒、なかんずく国権回復・国家統一への若い軍人たちの強烈な一致団結気運の高揚、横溢ということに因るのであるが、同時にまた2・26事件により露呈された日本国内の不統一、日本のいさかき対ソ恐怖感及び緩遠事件その他華北・内蒙工作における日本側の失敗などにより日本くみしやすしの観念を中国側に与え、日本が従来中国に対してもっていた威圧力が著しく衰えてきたこと、西安事件を転機とする国・共協商関係の成立及び日・中をめぐる国際情勢の推移が、その近因であったと考えられる。

もっとも、西安事変を契機として「全民族的抗日民族統一戦線」への第一歩が踏み出されたとはいうものの、国・共間の溝はなお深く、両党とも複雑な党内事情をかかえていたので、全民族的な国・共合作へは急には進まなかった。従って、「支那事変」までは、まだ真の民族統一戦線は結成されず、各党各派は思い思いに独自の抗日活動と抗日戦の準備とを進め、特に、それらの一翼や末端がシビレをきらして、直接的抗日実践に踏み出すようになった。いまにして思えば、そこにコントロールし難い危険があったのである。

まず国民党政府では、3月に知日派の張群外交部長が退陣して、王寵惠に替ったが、党内の反共・親日派の勢力や外交上の考慮から、少なくとも表面的には、従来の外交路線を慎重に継続する形をとった。佐藤外相の日中経済提携案に対しても、当たらず、さわらずの態度で、正面から拒否することなく、児玉（謙次）訪中経済使節団をもちおう歓迎した。国民党政府がなお日本との即時衝突をできる限り避けたいと望んでいたであろうことは推察されるのであるが、実質的には日本に対し高姿勢に転じていた。すでにこの年の初め、張群外交部長は須磨在南京総領事に対し、日本政府への伝達事項として、(1)過去において不当に作爲せる既成事実の解消、(2)将来かくのごとき行動を絶対に行なわざるべき保証を強く要望し、また、3月児玉経済使節団との会談において中国側経済人なども、日中経済提携の前提として、(1)冀東政府、(2)その特殊貿易、(3)日本の華北特殊化工作、(4)日本軍の華北自由飛

行、(6)日本軍の特務機関、などの政治的障害の除去を求めたのである。なおこの場合にも、長期的経済的要因として浙江財閥その他の中国民族資本の経済的ナショナリズムの抵抗ということもあったのであろう。使節団は具体的成果を挙げるができなかった。

他方、中国は英・米の金融界からは借款を獲得した。国民政府は1937年度(昭和12年)に、軍備の増強、国内建設、国内統一のプログラムを積極的に推進した。それは、1936年度における中国農業の豊作や貿易その他経済事情の好転によって、刺激されたということもあるが、主として、対日関係の究極を考えての準備措置であったであろう。元来、中国側でも、過激分子は別として、蔣委員長をはじめ国民党・国民政府の首脳部は、日本に対して積極的に戦争を仕掛けるような考えはもっていなかったものと思われるが、世界の大勢、特に日本をめぐる国際情勢から見て、1936、7年頃には第2次世界大戦が爆発する可能性がある。その始まりは、日本対英米の戦争か、日ソ戦争かであろうが、いずれにしてもその場合、恐らく中国も、好むと好まざるとにかかわらず、日本との戦争に巻きこまれることになるであろう、日本は必ず失敗する、その時こそ中国民族の運命が決せられるという長期的見透しを蔣委員長は早くから想定していたようである(1934年3月18日党・政・軍の高官に対する委員長の説示、同年7月廬山の軍官訓練団に対する委員長演説等参照)。そして、それに対する物・心両面の備えは必要であるが、少なくともその時までは、隠忍自重し、日本を刺激して単独開戦となるような事態は極力避けねばならないというのが蔣委員長ら首脳部や良識派の方針であった。ところが、その後、たび重なる日本軍の目に余る行動、それに対する全国抗日気運の激化、横溢、特に西安事変後における国内政局の急転回などの情勢からして、日中戦争の可能性ということをしつこく真剣に考えて、準備対策を進める必要に迫られたのであろう。

1937年度には、中国の軍事・国防建設費は国家財政の65.5%の巨額に達し、軍隊の充実、強化が行なわれた。全国の陸軍総兵力は170万人、そのうち華北一帯には、東北軍11万、西北軍5万、宗哲元等の地方軍10数万が配置

され、その後詰として、徐州・臨海地方に中央軍35万が駐屯し、また、陝西・甘肅方面には約10万の共産軍がぼんぎょしていた。

この間同年4月下旬、国民政府は、「税務団」と称して、約5,000名の中央軍部隊を青島方面に進出させるというようなこともあった。それは増税と関税の取り締まりを名目としていたが、実際は、日本軍の上陸阻止をねらいとしたものであったことは明らかである。

一方、中共は、国民党の三中全会以後、抗日闘争は新たな段階に入ったとし、新段階の目標として、国内和平の強化、民主的権利の獲得、抗日戦の推進などのスローガンを掲げたが、民主化革命の推進過程に抗日戦争の勃発を予想し、革命と戦争との並進という事態になることを政策的に考えていたことが注目される。中国共産党北方局は、北京の大学に本拠を置いて、学生の軍事訓練等を行ない、あるいは抗日諸団体の中にその組織を發展させ、あるいは宗哲元配下の軍隊に対して浸透工作、抗日宣伝に努めた。全国各界救国連合会、民族解放先鋒隊、中国学生救国連合会などの抗日容共諸団体による抗日・排日貨運動も活潑に続けられた。

さらに、国民党左派・藍衣社社員なども、1935年梅津・何応欽協定の結果駆逐された河北省に、組織を復活し、宋哲元軍などに対して抗日をあふた。

このような中国側各界の対日姿勢の硬化と華北情勢の悪化は、日本側にも当然ある程度反響した。一説によれば、東条関東軍参謀長の如きは、6月9日、日本側から進んで親善を求めるのは、中国の民族性にかんがみ、その排日、侮日の態度を増長させるに過ぎないから、逆に一撃を与えることが必要であると陸軍中央へ上申したということである(参考文献17、B部第4章序論36ページ、第3節124ページ)。天津軍の一部将校の中にも、同様の見透しから、前途を絶望視する者もあった、わが国内でも、「対華再認識論」の再検討が一部に唱えられるようになった(参考文献5、第3巻、240—244ページ、336—338ページ、278—280ページ、338—341ページ、13、30—32ページ、波多野乾一著『中国国民党通史』518ページ、中村菊男前掲著書、176ページ)。

Ⅲ. 「支那事変」の発端

蘆溝橋事件の真相

北平・天津付近駐屯の日本軍部隊は、毎年恒例の検閲に備え、その年(1937年)も、6月下旬から7月上旬にかけて、ひんばんに予行演習を行っていた。これに対し、他方、中国側は、その頃から北平に夜間特別警戒を実施し、宋哲元軍の第37師団長馮治安がこれを指揮していた。当時、北平でも日本内地でも、中、日それぞれの種々不穏な流言が乱れ飛んでいた。ことに東京の政界消息筋では、「七夕の晩に華北で柳条溝事件の二の舞の事件が起きる」という謠言がささやかれ、また、現地では、不思議にも、事件の前日・7月6日、冀北保安総司令の石友三(旧西北軍の要人)が在北平武官今井少佐に会って、「今日午後3時頃蘆溝橋で日中両軍が衝突し、目下交戦中だ。武官は知っているか。」と質問し、武官を警ろかせたというようなこともあった(参考文献8、8-12ページ、22ページ、10、97ページ)。

ところが、果然、7月7日夜、北平から十数キロ西南方の、永定河にかかっている蘆溝橋付近において、日、中両部隊の間に発砲事件が起こった。その真相について、世上種々の説があるが、果たしてどうであったか。

わが支那駐屯軍(通称「天津軍」)の、北平西南方・豊台に駐屯せる一木大隊(北平の牟田口連隊所屬)の清水中隊は、当日もいつもの通り、夕方から蘆溝橋付近で、竜王廟の方を背にし「一文字山」の方に向かって、演習を行っていた(演習なので、兵には実弾をもたせず、ただ万一の場合のために、各分隊長が実弾2、30個づつを保管していただけであった。これは通例のことである。大砲は、そのときには、もってきていなかったという)。午後10時半頃演習が終わり、一部が集合し始めた。演習であるから、仮設の敵、味

方に分かれていたわけであるが、その時、一方の方が誤って軽機関銃の空砲を發した。他方がガヤガヤ声を立てながら集合しているのを、まだ演習が終らず、突撃してくるものでも感違いたらしい。そのとたん、竜王廟の方から、發射の実弾が發射されてきた。わが清水中隊は驚いて、急ぎ集結の必要ありと認め、集合ラッパを吹奏したところ、今度は宛平县城の方から10數発の実弾射撃を受けた。なお、人員点呼してみると、兵1名が足らなかった。これは大へんだということになった。

中国側の方は、従来、宛平县城(小さい町)には馮治安師団長配下の2個中隊を配置していたが、竜王廟(町でも村でもなく竜王の廟があるだけ)には兵隊を置いていなかった。ところが、事件の数日前から、日本軍の夜襲を恐れてか、そこにも配兵して、付近の永定河堤防にトーチカなどを造る工事を急に始めた。現に7日夕方、わが清水中隊が演習のためやってきた時にも、200名余りの中国兵が盛んに工事続行中で、夜になっても引きあげなかったのである。

清水中隊は、直ちに応戦することなく、やや東方へ退くとともに、伝令を豊台の一木大隊長に急派して、報告し、指令を待った。一木少佐は、直ちに北平の牟田口連隊長に電話し、指示を仰いだ。それは夜半頃であった。牟田口大佐は、豊台の部隊が現場に急行し、戦闘態勢を整えること、中国側挑戦の確証を把握すること、宛平县城内の中国軍營長に対して談判し、調査と謝罪を要求することを下命した。一木大隊長は、豊台から他の一中隊をひきいて、現場に到着し、宛平县城に対して布陣した。

その間、行方不明であった初年兵1名は、間もなく現場に戻ってきた。演習中、斥候に出ているのが夜間不慣れの土地で帰ってくる方向を間違えたものらしい、ところが、その帰ってきたことを中隊長が豊台へ報告するのを4時間も忘れていた。従って北平の連隊本部でも、兵1名はなお行方不明と思いきこんでいた(参考文献8、2-3ページ、9、60-61ページ、10、100-101ページ、106-107ページ、13、33-35ページなど)。

日本軍側は、状況調査かたがた、自から搜索するため、宛平县城に立入る

ことを談判したが、中国側が拒絶したので、共同調査を行なうことになり、北平から派遣の寺岡大尉と県城行政督察専員・王冷齋とが城内に入った。

日本側の史料によれば、その後、8日の午前4時20分、一木大隊長は、中国部隊が再び不法射撃してきたことを牟田口連隊長に報告し、「わが方も撃つてよろしいか」と念を押した。連隊長は、「日本軍と承知しながら相手が射撃してくるのなら、もちろん反撃せよ」と指示した。午前5時過ぎ、竜王廟に接近した清水中隊は、また中国部隊の射撃を受けたので、戦端を開き、これを占領した。一方、「一文字山」方面の一木大隊の主力は、県城外の敵に対して、布陣、展開していたが、竜王廟方面の銃声を聞いて、直ぐに攻撃前線に移り、激しい敵弾をおかして、永定河の堤防に進出した。このため死傷者も出た。一木部隊は、ひる頃までに城外の敵を撃破し、続いて永定河右岸の敵も駆逐し、日没後再び「一文字山」付近に部隊を集結した(参考文献5、第4巻、6ページ、8、3-4ページ、9、62ページ、10、107ページなど)。

さて、「支那事変の背景」の末段に述べたような華北の緊迫した一般情勢の下において、日本部隊が毎日相手の面前で暗夜演習を行なっていたことは、余りに無神経だと批判を免れまいが、(1)事件の発端が前記のような状況であったこと、(2)これに処するわが現地部隊の措置が前記の通り慎重、穏健であったこと、(3)城壁やトーチカを有する2個中隊の相手に対し、わが方は、当初、大砲はもちろん、銃の実弾も兵にもたせていなかった1個中隊であったこと、(4)中国側は華北一帯総兵力30万人、そのうち河北省の宋哲元軍だけでも10数万人の大軍を配していたのに対し、わが支那駐屯軍は僅か5千名余りであったこと、(ただし、「極東国際軍事裁判判決速記録」B部第4節には7千ないし1万5千名と記している)、(5)しかも、事件発生の当時、北平の牟田口連隊の主力は演習のために通州方面に出ていて、北平・豊台には小部隊だけが残っていたのであり、北平連隊の第一大隊が戦線に到着したのは、翌8日の午後11時頃であったこと、また、天津の蘆溝島連隊も秦皇島方面で演習中であり、かつ、救援のため前進してきたその砲兵部隊は、連日の降雨で泥道のため、通州で立往生する有様であったこと、河辺正三旅団長

や牟田口連隊長らが現場に到着したのも8日午後であったこと、(6)関東軍やその華北出先の参謀たち及び支那駐屯軍の一部将校の中に、対華強硬意見をもつ者があったことは事実であるが、当の支那駐屯軍司令官・田代統一中将(当時病臥中)も、参謀長・橋本群少将も、穏健、中正で、進んで武力行使を企図するような人ではなく、また、河辺正三旅団長や牟田口連隊長も純粋な武人型で、自から平地に波瀾を起こすような人ではなかったこと、例の不穏な流言飛語のごときも、司令部の所在地たる天津では何も聞かれなかったこと、(6)中央においても、陸軍の一部に対華強硬論者がいたことは事実であるが、石原少将(参謀本部作戦部長)、柴山大佐(陸軍省軍務局軍務課長)などが事件発生当時まではこれを抑えており、既述のごとく、軍中央も政府も対華新政策を進めようとしていたこと、(7)さらに根本的に、満州事変後の陸軍は華北・内蒙において軍事的圧力の下に政治工作や経済工作は行なったが、それが戦争になろうとは考えなかったし、まして、政府はもちろん、陸軍も中国に対して進んで戦争を仕掛けるような考えも計画も有しなかったことなどから判断して、日本の中央や現地軍が計画的あるいは謀略的に蘆溝橋事件を自から引き起こしたものとはいえられない。従って、日本軍陰謀説は当たっていないと断定できる。

しからば、中国側の方はどうか。「支那事変の背景」のところすでに詳述したように、客観情勢には種々危険な要因や現象はあったが、蔣委員長を始め、責任の地位にある党・政・軍それぞれの首脳は、中国の方から進んで日本に対して単独戦争となるようなことを仕掛ける企図はもっていなかったと判断される。事件発生後、日本側が動員、派兵をきめてから、国民政府は中央軍を北上せしめたが、蔣委員長は7月17日の廬山声明においても、まだ「最後の関頭」に立ち至ったとは言いつらなかつたのである。

なお、蘆溝橋事件突発の現場にいた中国側部隊は、宋哲元配下の29路軍に属していたが、宋哲元自身は、事件よりも数カ月前、わが天津軍が德州・石家荘間の鉄道敷設権及び竜煙鉄道の開発権を強く要求したので処置に窮し、5月末から病氣を口実として、山東省の郷里に逃避し、北平には不在であっ

たし、また、日本軍に戦争を仕掛けるようなことをすれば、華北においてせっかく築き上げてきた自からの地位や地盤を失うべきことは十分承知していたので、宋が配下の軍隊に日本軍攻撃を命ずるはずはなかった。

しからば、最初の数発を射った下手人は一体誰れであったのか。日本部隊が竜王廟占領後、遺棄されている死体を調べてみたら、やはり中国の兵士であった。これで、まず「日本浪人謀略説」は消える。「中共謀略説」、次いで「馮玉祥系旧西北軍計画説」や「国民党左派説」が世間でいまお相当有力である。事件前から中共その他人民戦線の急進分子が盛んに暗躍し、抗日をあふっていたことは既述の通りであるし、蘆溝橋現場の中国軍部隊は、左傾・反日の軍閥馮玉祥の旧西北軍の系統をひいた29路軍第37師に属し、その師長・馮治安のごときも抗日意識が強烈で、部下に相当過激な抗日分子が少なくなかったであろうことは推察される。そして、事件発生後も、局地解決の妨害・事件拡大への煽動を行なった種々の現象や出来事はあった。しかし、事件の発端自体につき、前記諸説は、それら前後の状況から単に臆測を行なう域を出でず、確証と言い得るものをもっている訳ではない(参考文献9、6-8ページ、34ページ、41-45ページ)。

そこで、先入観にとらわれず、ごく常識的に推理する「偶発事件説」が考えられる。すなわち、宛平泉城の中国守備隊は、日本軍の夜襲を恐れて、竜王廟にまで配兵し、特別警戒していた。たまたま、演習を終わった日本軍部隊の軽機銃が誤って空砲を暴発した、竜王廟の中国兵は、日本軍の攻撃かと感違ひして、数発の小銃発射を行なった、続いて起こる日本部隊のラッパの音に、泉城内の中国部隊も、すわこそ日本軍の夜襲かと疑心暗鬼となり、風声鶴唳に驚いて、十数発発射したのであるというのである。訓練未熟の、かつ、戦々兢兢々としていた軍隊には、十分ありそうな状況である。

しかし、それに対しては、次のような反論もあり得る。竜王廟や宛平泉城の中国兵は、日本部隊が夕方から演習を行なっているということを現に目前に見て承知していたはずであり、果たして夜襲と勘違ひしたであろうか。また夜襲と間違え、恐怖のあまり発砲したとすれば、むしろ、現場の中国部隊

は全線を挙げて乱射乱撃に陥るのが戦場心理であり、単に数発、十数発にとどまったのは、いささか不思議である。もっとも、別な角度から考えれば、抗日意識に燃えていた中国兵の日本軍に対する反感から、発作的にあるいは嫌がらせ的にぶっばなしたということもあり得ないことではないとも言える(参考文献8、47-48ページ、10、108-110ページ)。

事件の拡大

北平では、事件発生の当夜から連日連夜、今井陸軍武官と松井太一郎機関長らが橋本参謀長の承認と支持の下に、局地解決・不拡大のため必死の努力を続けた。その結果、まず9日午前3時に、宋哲元軍首脳部との間に、午前5時を期して両軍同時に蘆溝橋付近の戦線から撤退する約束ができた。日本軍は忠実に実行に移ったが、中国軍は、命令不徹底のため勘違ひして、撤退せず、かえってわが部隊に対して発砲してきた。不信行為に激昂した日本軍は直ちに応戦、泉城を砲撃して、抗議した。中国軍はようやく午過ぎに、一部を残して主力を永定河対岸に後退せしめた。

ところがその後、10日夜蘆溝橋付近に再び進出してきた中国軍がわが軍を迫撃砲で集中攻撃したので、情勢は再び緊迫した。北平の今井武官と松井機関長らは、中国側と困難な談判の末、ようやく11日午後8時、29路軍代表の遺憾の意の表明、中国軍の蘆溝橋からの撤退、抗日団体の取り締まり徹底を定めた現地協定に漕ぎつけた。

しかるに、日本内地において、近衛内閣は事件の不拡大・局地解決をきめながら、関東軍や軍中央一部の者の主張を容れ、11日午前の五相会議及び午後の閣議において、条件付きではあったが、内地3個師団の動員、朝鮮から1個師団及び満州から2個旅団の華北派兵の方針を過早に決定し、関東軍及び朝鮮軍には同日出兵の命令が下った。そして、内閣は、今次の事件を中国側の計画的武力抗日であると断定し、重大決意をもって対換する方針をきめたとの政府声明を出し、かつ、各界の代表を集めて、近衛首相自ら強硬態度を示威したのである。次いで、17日の五相会議において、解決条件についても、期退付きで現地協定よりも強硬な要求をきめ、さらに、27日の閣議で内地からの派兵を最終的に決定してしまった。これらのことが中国側の中央及

び29路軍の急進分子を刺激、挑発すると共に、かえってわが現地軍などの中の強硬派を力づける結果ともなり、せっかく現地でおさまろうとしていた事態を悪化させてしまった。すなわち、日本軍の派兵、中国中央軍の北上、中国内急進分子の圧力と策動、それに、25日の廊坊事件、26日の北平天安門事件というような派生的事件や、種々の行違なども加わって、ついに、双方とものおびきならぬ関頭に追いつめられ、華北に大規模の戦闘が行なわれるに至った。

さらに、例によって、8月には戦火は上海に飛火して、上海戦となり、次いで日本軍は南京、漢口、広東等々へと中国軍を追って、全面的な「支那事変」の泥沼に陥ってしまった。

そしてやがて、私が「支那事変の問題点」のところで最初に述べておいた他の諸要因が相重なって「大東亜戦争」に突入したのである。(参考文献5、第4巻、7—22ページ、8、24—39ページ、9、63—68ページ、2、131—139ページ、4、271—288ページ、11、66—78ページ。なお、「大東亜戦争」の原因については、鹿島平和研究所監修『国際時評』1967年2月号所載の拙稿「外交政策の二重的性格」44—47ページを参照ありたい。)

IV. 「支那事変」所感

(1) 「支那事変」は、満州事変とは比較にならぬほど大規模な戦争であった。そして、その期間も、「大東亜戦争」の勃発までも4年5か月、その終結まで数えれば実に8年の長きにわたった。そして、それは、「大東亜戦争」へ導いた重要な誘因の一つとなったのであった。

しかも、その直接の発端はといえば、蘆溝橋事件という日中両軍小部隊間の比較的小きな発砲事件であった。その真相については、今日に至るも

諸説があって、なお疑問の解けない点もある。しかし、諸々の関係文献や史料を検討し、当時における諸般の状況を研究してみて、蘆溝橋事件そのものは、日本政府は言わずもがな、現地軍または陸軍中央の計画や陰謀や煽動によって起こったものではないということが断言できる。この点、満州事変の発端たる柳条溝事件とは全く異っている。私は、蘆溝橋事件自体は恐らくは偶発的事件であったであろうという可能性が最も大きいように思う。

(2) 然らば、どうしてこういう事件が偶発したのであろうか。また、どうしてこの比較的小事件が「北支事変」へ、そして「支那事変」へと、拡大していったのであろうか。それには、私が既に記したように、種々の背景や誘因があった。

事変の発端そのものは、偶発的事件の匂いが強いのであるから、その直接の要因よりも、むしろ背景或いは誘因の方が遥かに重要であると私は考える。これ私が事変の背景に力を入れて詳述した所以である。それには、満州事変あり、日本軍の華北・内蒙工作あり、そして、その失敗あり、日本の内政、外交のわが軍部による支配あり、これに対し、中国側においては、国家統一、国権回復、国土保全、国益擁護の欲求と、これによる熾烈な抗日運動あり、人民戦線の結成あり、西安事変と、これによって招来された中国の国内政局及び対外政策の大転換——全国的抗日・連共態勢の盛り上り——があり、更に、コミンテルンの活動、日・独・伊対ソ連、或いは日本対英・米・中の関係変化というような国際的背景もあり、という次第で、日中両国をめぐる内外幾多の背景や誘因があったのである。

しかし、その中でも、満州事変と華北・内蒙工作という日本軍の中国領内における行動とが「支那事変」の背景ないし誘因として——たとえ直接的ではないにせよ——最大のものであったことは、遺憾ながら、これを認めざるを得ない。それらの行動や施策が防共その他わが国防上の理由及びわが国民の生存、発展のためという経済上の要請によるものであったにせよ、また、中国の国情が当時なお他に類例の少ないような状態にあったにせよ、

それだからと言って、わが国が軍事力を用い、或は軍事的圧力の下に、中国領土の広大な一部を独立又は分離させ、政治的、経済的にこれを支配するようなことは許されない道理である。国際法上及び道義上許されないことであるのみならず、人類進歩の大勢、従ってまた国際政治進展のすう勢という広い視野及び長期的展望を以て見れば、衝突無く永続する筈は無いのであって、結局失敗する運命にあったのである。それとこれとは、勿論それぞれ種々事情の異なるものがあるが、わが官民が沖縄問題と北方領土問題に如何に大なる関心と欲求をもっているかということを考えれば、沖縄や北方領土の数十倍も大なる満州や華北・内蒙を日本がその支配下に置いたり、置こうとしたことが如何に中国人にとって堪え難いことであつたか、如何に悲憤慷慨的となつたかは容易に推察し得るであろう。今となつては勿論のこと、当時でも、中国人の身になって、冷静に熟考せば自明の理である筈のものであつた。ところが、その頃には、良識ある一部の人々を除いて、多くのわが軍・官・民は膨張主義その他行き過ぎた国家主義の熱に浮かされて、非を非と覚らず、異を異と考えなかつたのである。

(3) 「満州事変が満州事変だけに終つたならば、国際的に事態を取捨することが不可能ではなかつた。……満州問題を、政府の意図したごとく長城線外に限定し得たならば、満州及び支那問題解決の外交方針も結実し得たことと思われる。北支工作に乗り出したことは、遂に日支戦争を誘発し、日本を破綻に導いた導火線であつた。」「日本は極力隠忍自重して、満州以外に手出しすべきではなかつた。然るに、政府の無力と軍部の無思慮とによつて、北支工作を連鎖として、満州事変が日支事変となり、日支全面戦争に拡大されてしまった。その原因を尋ねると、日本の政治機構の破壊されたためであり、結局、日本国民の政治力の不足に帰すべきである。……」と重光元外相は述べられた。(同氏著「昭和の動乱」上巻、115 ページ、171 ページ)

これと同様の見解は、従来わが国で多くの人々があつたと思われる。

し、現在でも或いはそうかも知れない。

比較的短い期間を考えれば、この見解は当たっているであろう。しかし、もっと長期的のこと或いは究極のことを考えれば、私が本稿の随所、特に前項で述べたような条理からして、「満州国」をそのままにして中国を泣寝入りさせ、しかも日中兩國永遠の、真の友好親善関係を回復或いは確立しようと図るのは、「木によって魚を求むる」が如く、根本的に無理なことであつたと私は考える。当座としては、兩國の力関係から、或いは表面的には短期間平静を保持し得たかも知れないが、中国の民族心理や国際政治の長期的すう勢から見て、そういう不自然なことは何時までも永続きはしなかつたであろう。早い話が、「大東亜戦争」の誘因或いは原因となつたのは、「支那事変」関係のものだけではなく、そのほか、第2次欧州大戦におけるナチス・ドイツの欧州制圧、それに便乗せる日本軍の南方への進出、日独伊三国同盟等の要因もあつたのであり、従つて、若し「支那事変」が無かつたと仮定しても、前記のような諸要因が相重なれば、それだけでも「大東亜戦争」は恐らく起こつていたであろう。そうすれば日本の戦勢のよかつた緒戦の時期は兎も角として、少くとも、日本軍が落日となつていった時期には、恐らく中国は満州奪回や華北からの日本軍駆逐等の挙に出でたのではなかつたか。若しそうなれば、当然やはり日中戦争となつていたであろう。

(4) それでは次に、蘆溝橋における比較的小きな衝突事件がどうして「北支事変」、「支那事変」へと拡大したのであるか、それにも種々の誘因や原因があつたが、最大の直接的原因は、日本の中央、すなわち陸軍と近衛内閣が動員と中国への派兵を過早に決定したこと及び不必要に国内輿論を煽つたことであつた。

現地のわが天津軍の一部、特に関東軍から派遣されていた出先参謀のうちに対華強硬論をぶつ者がいたことは事実であるが、天津軍の首脳部は(田代司令官の死後派遣された香月司令官は別として)、何れも中正穩健な人達で、派兵を中央に求めなかつたのみならず、中央が決定した派兵の

差し止め方を再三具申したのである。

しかし、関東軍は中国への出兵その他強硬意見を中央へ進言し、また、陸軍中央の一部にも強硬論者が居った。そして、天津軍中の、強硬論の参謀がその正式決定に基づかず、そひかに電話連絡の如き方法により、陸軍中央の強硬論者と策応したようなことは或る程度あったであろうということである。

陸軍の期待と国民の輿望の下に成立して早々の近衛内閣は、満州事変の際における若槻内閣の覆轍を踏まないようにとの考慮から、むしろ逸早く強硬態度を示威し、陸軍に対して先手を打ち、政府が時局收拾の指導権を握ろうと考えると共に、中国側を威圧して、早く事件を片付けようと意図したのである。それ故、当初のねらいとした所は事件の拡大ではなかったのであるが、そのとった措置は判断を誤ったものであった。すなわち、一方において、わが陸軍中の強硬論者を力づけ、彼等に乘せられることとなり、他方、中国側を無用に刺激、挑発し、蔣委員長をして遂に「最後の関頭」に立たしめ、また、特に左派抗日勢力が強硬な行動をとる口実を与えるに至ったのである。それらのことと、度々の不幸な衝突事件とが相重なって、折角現地で今井武夫陸軍武官、松井太一郎機関長らの非常な努力により成立した局地解決協定を水泡に帰せしめ、事件を拡大させる結果となった次第である。

(6) 動員及び派兵に対しては、わが天津軍首脳部のほか、参謀本部の石原作次郎部長、陸軍省の柴山軍務課長らも反対であった。外務省事務当局は勿論強く反対した。特に、東亞局長石射猪太郎氏及び同局第一課長上村伸一氏は、五相会議及び閣議で反対してもらいたいと広田外相に強く進言した。然るに、それらの会議で動員及び派兵に対して反対論或いは消極論を述べたのは米内海相だけであり、条件付ではあったが、比較的簡単に決定されてしまった。石射、上村両氏は広田外相に辞表を提出した。外相は最初両氏を叱責されたが、後には慰留され、辞表は自然撤回ということになったとのことである。この石射局長は、その後も和平のために非常な努力を

し、近衛内閣の「蔣介石を相手にせず」との声明に対しても反対意見を外相に進言されたのである。(石射猪太郎著「外交官の一生」272ページ、275—277ページ、302—303ページ、314—315ページ、白井勝美著「日中戦争」71—73ページ) 当時外務省に、このように視野広く、識見秀れた勇氣ある方が居られたことをここに特筆しておきたい。

(6) 天皇は、私が支那事変の背景の一つたる「華北工作」の項において既に記しておいた通り、熱河作戦及び関内作戦を極力抑止され、また、「北支事変」勃発後も、「支那事変」の全期間を通じ、速かに和平を実現させようとして、種々影響力を行使された。このことは、関係史料その他文献に徴しても明らかである。尤も、「支那事変」中、天皇や元老によるわが軍の行動や政府の措置に対する警告、制約、干渉について、関係文献等の記している所は、満州事変に関する場合程には多くなく、また、さほどきわ立って書かれていない。それは、恐らく、近衛文磨公が首相になったのは、その時が初めてで、陸軍の支持と国民の期待の下に颯爽として登場した早々のことであり、その頃には近衛公はなお天皇や西園寺元老の信頼も厚かったこと、また、「支那事変」に関する政策や措置の多くは——少くともその初期においては——満州事変の際とは異って、兎に角陸軍と内閣との一致した意見によって決定され、推進されたので、天皇や元老が敢えて干渉、制約を加えられる余地がさほど大きくはなかったこと等によるのではないかと推測する。しかし、軍と政府との意見が一致しない場合とか、その他必要な場合には、適切な意見や希望や示唆を述べられ、「善きことはエンカレッジし、悪いことはディスカレッジする」という立憲君主としての役割を真剣に果たされたことは、一点の疑を容れない。(筆者註一ところが、新憲法は、天皇が国政上こういう機能を行なわれる権限までも除いてしまった。)例えば、天皇は、蘆溝橋事件が拡大の兆を見せ始めた頃—昭和12年7月29日—「もうこの辺で外交交渉により問題を解決してはどうか」と、早くも近衛首相に示唆され、それが陸軍に伝えられて、陸軍と外務省とが停戦・和平への方策を模索し始めたということがある(石

射猪太郎前掲著書279—280ページ)。また、当初、陸軍では、3箇師団も出せば3か月位で片付くなどと言っていたが、事変が中々片付かないので、杉山陸相(のち、参謀総長)や板垣陸相らは天皇から御咎めや御注意を蒙ったというようなことなどがあったのである。

(7) かくて、「支那事変」中「大東亜戦争」の終る頃まで一陸軍も政府も、トラウトマン駐華ドイツ大使の斡旋による和平工作等々、幾多のチャンネルを通じ、また幾多の時期に、一しばしば無統制の観さえあった一直接、間接、種々の和平工作を試みたり、行ったりしたが、一つとして実を結んだものは無かった。その間、「暴支膺懲」の声明や、「蒋介石を相手にせず」の声明を出して、軍事行動を拡大、強化したが、蒋介石政府を屈服させ得ず、そこで、今度は、「東亜新秩序建設」声明を出し、国民政府と雖も、従来の政策を一擲し、人的構成を替えて、東亜の新秩序建設に協力するのならば、これを拒否せずとて、前の声明を修正したが、蒋介石政府は徹底抗戦に結束し、それに乗って来なかった。それで次には、「善隣友好、共同防共、経済提携」という所謂近衛三原則を掲げて、汪兆銘氏らをかっぎ出し、新政府を作らせたが、和平の実を挙げ得なかった。というように、日本の政策と措置は、錯誤と、名実の矛盾撞着と、混乱とを極め、一方、軍事行動は全面的に広がったが、日本軍はいわゆる「点と線」を支配するだけで、泥沼に陥ってしまったのである。

この際、特に指摘しておきたいことは、凡そ、或る他国、または他国の政権との間で政治的紛争が軍事的紛争となり、しかも武力によって相手を屈服せしめ得ないような場合に、これを「相手にせず」という如き声明を出したり、そういう政策に固執しては、何等事態の解決にはなり得ないという点である。そういう場合には、双方が譲歩し、条件を緩和して、外交交渉により政治的解決を図る外は無い、そうでなければ、戦争が長期にわたって続いてゆくだけである。

もう一つ指摘しておきたい点は、明治以来その頃までのわが対外政策の基調をなしていた要因は、大体、国益の維持、増進という現実主義的考慮

であったが、第一次近衛内閣が提唱した「東亜新秩序の建設」(日・満・支の互助連環)というスローガンは、善悪の問題は別として、いわゆる理念的なおいをも漂よわせるものであったことである。(尤も、それよりも前、昭和9年(1934年)、「日本は東亜における平和維持のための唯一の安定勢力である」という帝国議会における広田外相の演説及び所謂「天羽声明」にも若干理念的なおいがあったように感ぜられる。)それから、「万邦をして各々その所を得しめん」という平沼首相提唱の理念、それを採り入れた有田外相の「道義外交」、昭和15年乃至16年(1940年—1941年)第2次及び第3次近衛内閣の主唱した(南方を含めての)「大東亜新秩序の建設」、そして、「大東亜戦争」に際し、東条内閣の下において宣伝された「大東亜自給圏」、或いは「大東亜共栄圏」なるスローガン(ナチス・ドイツの「レーベンスラウム」からもヒントを得た言葉)等も、名と実との比重或いはその不一致の問題等は別として、理念的な含蓄をもつものであった。

(8) それは兎も角として、何故、種々の日中和平工作が実を結ばず、また、汪兆銘氏の政府も事態を取捨し得なかったのであろうか。それは、わが方の中国側に対する要求や和平条件が過当、不当、或いは苛酷であったからであると考えられる。例えば、依然として華北の「特殊地域化」や蒙疆における特殊防共地帯の設定、そのための日本軍の駐兵権を要求したり、華北における日本の優越的な特殊の経済的地位と權益を求めたり、満州国の承認を要求したり、果ては、蒋介石主席の下野までも求めたりしたのである。かかる要求は、明らかに中国の主権と領土保全を侵し、内政干渉にわたるものであり、国家の統一と国権回復という中国の民族的欲求に逆抗するものであったから、かかる条件での和平が到底実現し得ないことはむしろ当然であったと言わざるを得ない。また、日本側の政策や要求や行動が前記のようなものであれば、中国の問題に関心と利害関係を有する第三国としても、日中和平を真剣に斡旋するものが無くなったのは、これ亦当然であらう。

是れに由って之を視るに、事変拡大の第一次的責任は、主として日本側にあった。そして、少くとも初期においては、その責任は現地軍にはなくて、中央の陸軍及び内閣の浅慮と、誤断と、インベシユンスとにあったと言わざるを得ない。これ亦、満州事変とは異った点である。

(9) 他方、これに関連して、次のことは明らかにしておかねばならない、

私も既に詳述したように、わが陸軍は、華北、内蒙に、軍事的、政治的、経済的見地から種々の要請をもち、特殊の、或いは優越的な地位乃至指導権を確保しようとして、満州事変後、種々の工作や活動を行ったことは事実である。しかし、それらの地域を名実ともに完全に分離、独立させて、満州国同様の保護国たらしめたり、況んや、これをわが国の保護領にしようなどというような意図は有しなかった。また、政府は言わずもがな、陸軍の責任者も、日中戦争を起そうと考えたり、一貫した計画を立てたり、準備したりしたような事実は無かった。政府と軍部との間に、そういう共同謀議が行なわれたことも無かった。更にまた、陸軍も政府も、華北・内蒙工作が日中戦争を誘発する背景や原因の一つにならうとは予想しなかったのである。

蘆溝橋事件自体は、種々の背景の下に、色々の誘因が相重なって突発した偶発的事件であったと推定される。それは、わが陸軍が画策したり煽動したりして起したものでなかった。また、事件突発後少くとも初期において一事件不拡大・局地解決を方針にしていた第一次近衛内閣が過早に動員、派兵などの強硬措置をとったことは、確かに重大な錯誤であり、これがため逆に事態を悪化させる結果となったことは事実であるが、それは事件を拡大せしめ、日中戦争を引き起そうとの意図に出たものではなかった。むしろ、そういうことにならうとは予知しなかったのであった。すなわち、わが方が過早く強硬態度を示せば、中国側が折れて事態が早く解決できるものと考えたのが実情であった。そこに誤断があったが、最初から故意に好んで事件を拡大せしめようとしたものではなかったのである。それ故、蘆溝橋事件が拡大した後の「北支事変」や「支那事変」は、

煎じ詰めれば、むしろ「無名の師」であり、「暴支膺懲」声明や「東亜新秩序建設」声明などは、後からそれを正当化しようとしたものであると評されても致し方がないくらいである。

それらの重要な事実や問題点に関する極東国際軍事裁判の審理及び判定は、甚だ不正確、不完全かつ偏頗であったと言わざるを得ない。昭和11年(1936年)広田内閣の下で策定された「国策の基準」や「帝国外交方針」など、わが国の政策決定に関する重要な文書の趣旨や意味を誤解したり、曲解したりしている点も少なくない(同裁判判決速記録、B部、第4章、序論及び第4節参照)。

(10) 何れにしても、本来、日・中双方の責任ある国家機関や良識ある国民が希望もせず、意図もしなかった日中戦争が勃発したのは甚だ遺憾なことであった。それはやがて「大東亜戦争」を誘発する背景ないし誘因の一つとなり、結局わが国自身を滅亡の淵に瀕せしめたのみならず、8年の永きにわたる戦乱により中国民に対して甚大な苦痛と損害とを与えたのであった。しかも、終戦の際、蒋介石国民政府主席は、わが国に対し、「暴に報いるに暴を以てせず、仇に報いるに仇を以てせず」との寛大な態度を示されたのであったが、その後、中国大陸は中共の制覇、支配する所となってしまった。それは種々の原因や事情に因るものとされているが、長年月にわたる「支那事変」も、かかる事態の誘因の一つであったであろうと私は考える。

満州事変、そして「支那事変」の前後を通じ、わが国、特に陸軍の、对中国施策上の重要考慮の一つは、「防共」ということであった。しかるに、結果的には、中国大陸の共産化という逆の事態を招来してしまったのである。対外政策と国際政治において、広い視野と長期的見通しとが特に肝要なことは、古今東西に通ずる公理であると私は堅く信ずるものである。

「支那事変」もそのことを教えたが、第2次欧州大戦におけるナチス・ドイツの政策と行動も亦その結果はほぼ同様であった。すなわち、ナチス・ドイツは、「防共」或いは「滅共」ということをその政策目標の一つ

としていたが、東欧、バルカン諸国を侵略した結果、それら諸国における民族主義的抵抗を招き、そういう情勢に乗じて、「民族の独立」を旗印として闘い、或いは地下運動を行った各国共産勢力が人心に投じ、ナチス・ドイツの敗戦に伴ってそれら諸国が次ぎ次ぎに共産化するという逆の事態となったのである。

(1) かく論じ、かく説き来って、私は夙に満州事変の際、国際連盟派遣のリットン調査委員会が1932年9月4日のその報告書の中(第9章「解決の原則及条件」)に記した含蓄深き次の忠告を更めてここに想起して、筆を擱くことにしたい。

「……満洲における現政權(筆者註「満州国」)の維持及承認も均しく不満足なるべし。斯かる解決は現行国際義務の根本的原則若しくは極東平和の基礎たるべき兩國間の良好なる諒解と両立するものと認められず。右は又支那の利益に違反し又満洲人民の希望を無視するのみならず、結局に於て日本永遠の利益となるべきや否やに付少くとも疑ひあり。……」

「……東三省を支那の他の部分より法律的若しくは實際的に分離するは、将来に向つて重大なるイリデンティスト問題を発生し、其の結果、常々支那の敵愾心を盛んならしめ、且つ、恐らく日本商品ボイコットを永続的ならしめ、以て平和を危殆に陥しいるものと云ふべし。」

「……日本にとり重大利益ある右日支の経済的提携は、同時に支那の利益問題なり。何となれば、支那が更に日本に経済的及び技術的に合作することは、其の國家改造の第一事業を助成するものなるを發見すべければなり。支那は、其の民族主義の狹量なる傾向を抑壓することに依り、又友誼關係復活すれば直ちに組織的ボイコットの再現すること無き旨の有効なる保障を與ふることに依り、右提携を助成し得べし。一方、日本としては、満洲問題を支那關係の一般問題より切離し、支那との友好及び合作を不可能ならしむる方法にて支那問題を解決せんとするが如き有らゆる試みを放棄することに依り、右提携を容易ならしむるを得べし。」

「然るに、満洲に於ける日本の行動及び方針を決定せしものは、経済的

考慮よりは寧ろ日本自体の安全に対する懸念なるべし。……世人は、右の如き懸念に同情し、且つ、有らゆる事態に於て日本の国防を確保する為重大責任を負はざるを得ざる右政治家及び軍部の行動及び動機を了解するに努むべし。他国が日本の領土に対する敵対行動の根據地として満洲を利用するを防止せむとする日本の関心及び或る情勢の下に外國の軍隊が満洲の國境を越え来る場合有らゆる必要の軍事的手段を執ることを可能ならしめむとする日本の希望を假りに認むるとするも、果して満洲を無期限に占領し、又之れが為当然必要なべき巨額の財政的負擔をなすことが真に外部よりする危険に対する最も有効なる保障の方法なりや、將又、右の如き方法に依り侵略に対抗する場合、日本軍隊が若し敵意を持つ支那の後援の下に不従順若しくは反抗的なる民衆に依り包圍せらるる場合には、甚だしく困難を感ずることなきや否やは、尚疑問とすべき所なるべし。従つて、現存の世界平和機構の基礎をなす原則により普く合致し、且つ世界の各地に於ける他の強國に依り締結せられたる取極に類似せる方法に依り、安全問題の他の可能なる解決方法を考慮することは、確かに日本の為利益なり。……」

「……本委員会は、……蘇聯邦が……支那の北方及東北方に於ける領土の所有者として、該地域に於てその有する重大なる利益を看過するを得ず。蘇聯邦の重大利益を無視せる解決方法は、反つて将来に於ける平和を攪乱する危険あり。従つて永久性なかるべきは明かなり。」

「……支那に於ても亦、思慮深き人々は、彼等の國家にとつて死活的重要な問題、真の國家的問題は國家の改造及び近代化なることを認むるに至れる處、彼等は、右改造及近代化の政策は既に開始され、成功の望多きも、其の實現には一切の國家、特に其の最も近隣者たる大國との友好的關係の培養を必要とすることを認めざるを得ざるなり。支那は、政治的及經濟的事項に於て、一切の主要國の協力を必要とするも、特に支那にとり有益なるは、日本政府の友好的態度及び満洲に於ける日本の經濟的協力なり。新たに目覚めたる國家主義の他の一切の要求は如何に正当にして且緊

要なりとも、国家の有効なる内部的改造の重大なる必要の前には、之れを
従とせざるべからざるなり。」

(完)

- 70 -

763-1

REEL No. A-0211

0455

アジア歴史資料センター